

地震対策編

地震対策編 目次

第1章 総論

第1節	計画の主旨	1
1	計画の目的	1
2	計画の性格	1
3	計画の構成	1
第2節	予想される災害	2
1	第4次地震被害想定	3
2	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果	3
3	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	5
4	相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果	9
5	相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定の結果	10
6	富士川河口断層帯	12
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
1	市	13
2	県	13
3	指定地方行政機関	14
4	指定公共機関	16
5	指定地方公共機関等	17
6	地震防災応急計画の作成義務者	17

第2章 平時対策

第1節	防災思想の普及	19
	計画作成の主旨	19
	計画の内容	19
1	市	19
2	防災関係機関	22
第2節	自主防災活動	22
	計画作成の主旨	22
	計画の内容	22
1	市民の果たすべき役割	22
2	地域における自主防災組織の果たすべき役割	23
3	事業所等の果たすべき役割	24
4	市の指導及び助成	25
第3節	地震防災訓練の実施	25
	計画作成の主旨	25
	計画の内容	26
1	市	26
2	防災関係機関	27
3	訓練時における交通規制	28

第4節 地震災害予防対策の推進	28
計画作成の主旨	28
計画の内容	28
1 緊急消防援助隊の受援体制	28
2 火災の予防対策	28
3 建築物等の耐震対策	30
4 被災建築物等に対する安全対策	32
5 地盤災害の予防対策	32
6 落下倒壊危険物対策	32
7 地域における災害の予防と避難対策	33
8 被災者の救出活動対策	34
9 要配慮者の支援	34
10 生活の確保	34
11 災害廃棄物の処理体制の整備	36
12 公共土木施設等の応急復旧	37
13 情報システムの整備	37
14 文化財等の耐震対策	37
15 緊急輸送活動体制の整備	37

第3章 地震防災施設緊急整備計画

第1節 地震防災施設整備方針	38
1 防災業務施設の整備	38
2 地域の防災構造化	38
3 緊急輸送路の整備	39
4 防災上重要な建物の整備	39
5 災害防止事業	39
6 災害応急対策用施設等の整備	39
第2節 地震対策緊急整備事業計画	40
1 防災業務施設の整備	40
2 防災上重要な建物の整備	40
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	41
1 防災業務施設の整備	41
2 防災上重要な建物の整備	41

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	42
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	42
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	42
1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	42
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	43
3 災害応急対策をとるべき期間等	43
4 市のとるべき措置	44
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	44

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	4 4
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	4 5
3 災害応急対策をとるべき期間等	4 5
4 警備対策	4 5
5 水道、電気、ガス、通信、放送関係	4 5

第5章 災害応急対策

第1節 防災関係機関等の活動	4 7
計画作成の主旨	4 7
計画の内容	4 7
1 市	4 7
2 県	4 8
3 防災関係機関	4 8
4 自主防災組織	4 8
第2節 情報活動	4 9
計画作成の主旨	4 9
計画の内容	4 9
1 基本方針	4 9
2 市	4 9
3 県	5 0
4 防災関係機関	5 1
5 県災害対策本部に対する報告及び要請	5 1
第3節 広報活動	5 1
計画作成の主旨	5 1
計画の内容	5 1
1 市	5 1
2 防災関係機関	5 2
3 市民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	5 2
第4節 緊急輸送活動	5 2
第5節 広域応援活動	5 3
第6節 災害の拡大及び2次災害防止活動	5 3
計画作成の主旨	5 3
1 消防活動	5 3
2 水防活動	5 3
3 人命の救出活動	5 3
4 被災建築物等に対する安全対策	5 3
第7節 避難活動	5 3
第8節 社会秩序を維持する活動	5 3
計画作成の主旨	5 3
計画の内容	5 3
1 予想される混乱	5 3
2 市のとるべき措置	5 4
3 富士宮警察署の活動	5 4
第9節 交通の確保対策	5 4
計画の内容	5 5
1 陸上交通確保の基本方針	5 5

2	緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとるべき措置	5 5
3	地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置	5 5
4	情報の収集	5 6
5	交通規制の実施	5 6
6	道路交通確保の措置	5 6
7	県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等	5 7
8	鉄道確保の措置	5 7
第10節	地域への救援活動	5 8
	計画作成の主旨	5 8
1	食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	5 8
2	給水活動	5 8
3	燃料の確保	5 8
4	医療救護活動	5 8
5	応急歯科診療	5 8
6	し尿処理	5 8
7	廃棄物（生活系）処理	5 8
8	災害廃棄物処理	5 9
9	防疫活動	5 9
10	遺体の搜索及び措置	5 9
11	応急住宅の確保	5 9
12	ボランティア活動への支援	5 9
第11節	学校における災害応急対策及び応急教育	5 9
第12節	被災者の生活再建等への支援	5 9
第13節	公有施設設備等の対策	5 9
	計画作成の主旨	5 9
	計画の内容	5 9
1	市有施設・設備	5 9
2	その他の公有施設等	6 0
3	コンピュータ	6 1
第14節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	6 1
	計画作成の主旨	6 1
	計画の内容	6 1
1	上水道	6 1
2	電力	6 1
3	ガス	6 1
4	通信	6 1
5	放送	6 2
6	市中金融	6 2
7	鉄道	6 2
8	道路	6 2

第6章 復旧・復興対策

第1節	防災関係機関の活動	6 3
	計画作成の主旨	6 3
	計画の内容	6 3
1	市	6 3

2 県	6 3
3 防災関係機関	6 4
第2節 激甚災害の指定	6 6
計画作成の主旨	6 6
計画の内容	6 7
1 市	6 7
第3節 震災復興計画の策定	6 7
計画作成の主旨	6 7
計画の内容	6 7
1 市	6 7
第4節 復興財源の確保	6 7
計画作成の主旨	6 7
計画の内容	6 7
1 予算の編成	6 7
2 復興財源の確保	6 8
第5節 震災復興基金の設立	6 8
計画作成の主旨	6 8
計画の内容	6 8
1 震災復興基金の設立	6 8
第6節 復旧事業の推進	6 8
計画作成の主旨	6 8
計画の内容	6 8
1 復旧計画の策定	6 8
2 基盤施設の復旧	6 9
第7節 都市・農山漁村の復興	6 9
計画作成の主旨	6 9
計画の内容	6 9
1 都市・農山漁村復興計画の策定	6 9
2 都市の復興	7 0
第8節 被災者の生活再建支援	7 0
計画作成の主旨	7 0
計画の内容	7 0
1 恒久住宅対策	7 0
2 災害弔慰金等の支給	7 1
3 被災者の経済的再建支援	7 1
4 雇用対策	7 2
5 要配慮者の支援	7 2
6 生活再建支援策等の広報・PR	7 2
7 被災者支援センターの設置	7 3
8 保険の活用	7 3
第9節 地域経済復興支援	7 3
計画作成の主旨	7 3
計画の内容	7 3
1 産業復興計画の策定	7 3
2 中小企業を対象とした支援	7 3
3 農林漁業者を対象とした支援	7 4
4 地域全体に影響を及ぼす支援	7 4

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

第1節 防災関係機関の活動	1
計画作成の主旨	1
計画の内容	1
1 市	1
【東海地震注意情報発表時】	1
【警戒宣言発令時】	2
2 県	3
【東海地震注意情報発表時】	3
【警戒宣言発令時】	4
3 防災関係機関	4
【東海地震注意情報発表時】	4
【警戒宣言発令時】	4
第2節 情報活動	7
計画作成の主旨	7
計画の内容	7
1 市	7
2 防災関係機関	8
第3節 広報活動	8
計画作成の主旨	8
計画の内容	8
1 市	8
2 防災関係機関	9
3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	9
第4節 自主防災活動	9
計画作成の主旨	9
計画の内容	9
【東海地震注意情報発表時】	9
【警戒宣言発令時】	10
第5節 緊急輸送活動	11
計画作成の主旨	11
計画の内容	11
1 市	11
2 防災関係機関の緊急輸送	12
第6節 自衛隊の支援	12
計画作成の主旨	12
計画の内容	12
1 派遣要請の要求範囲	12
2 要求手続	12
3 派遣部隊の受入	12
第7節 避難活動	12
計画作成の主旨	12
計画の内容	12
1 避難対策	12
2 避難地の設置及び避難生活の確保	15
第8節 社会秩序を維持する活動	16
計画作成の主旨	16

計画の内容	1 6
1 予想される混乱	1 6
2 市のとるべき措置	1 6
3 富士宮警察署の活動	1 6
第9節 交通の確保活動	1 7
計画作成の主旨	1 7
計画の内容	1 7
1 基本方針	1 7
2 運転者のとるべき措置	1 7
【東海地震注意情報発表時】	1 7
【警戒宣言発令時】	1 7
3 交通規制計画	1 7
4 交通の確保	1 8
5 緊急輸送車両の確認基準	1 8
6 緊急輸送車両の確認申請並びに確認手続	1 8
第10節 地域への救援活動	1 9
計画作成の主旨	1 9
計画の内容	1 9
【東海地震注意情報発表時】	1 9
【警戒宣言発令時】	1 9
第11節 公有施設設備等の防災措置	2 1
計画作成の主旨	2 1
計画の内容	2 1
1 無線通信施設等	2 1
2 市庁舎等	2 1
【東海地震注意情報発表時】	2 1
【警戒宣言発令時】	2 2
3 その他の公共施設等	2 3
【東海地震注意情報発表時】	2 3
【警戒宣言発令時】	2 3
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	2 4
計画作成の主旨	2 4
計画の内容	2 4
【東海地震注意情報発表時】	2 4
【警戒宣言発令時】	2 5
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	2 8
計画作成の主旨	2 8
計画の内容	2 8
＜各施設・事業所に共通の事項＞	
【東海地震注意情報発表時】	2 8
【警戒宣言発令時】	2 9
＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞	
1 病院・診療所	3 0
2 百貨店・スーパー等	3 0
3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は 取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号 に掲げる施設又は事業所）	3 0

4	鉄道業者その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）	3 1
5	学校・幼稚園・保育園・認定こども園	3 1
6	社会福祉施設	3 1
7	放送事業	3 2
8	道路	3 2
9	ガス事業	3 2
10	水道事業	3 2
11	電気事業	3 2
12	従業員1000人以上の工場	3 3
第14節	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	3 3
	計画作成の主旨	3 3
	計画の内容	3 3
	【東海地震注意情報発表時】	3 3
	【警戒宣言発令時】	3 3

第1章 総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関及び市民がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第4次地震被害想定の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する富士宮市地域防災計画の地震対策編として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく「地震防災対策強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平時に実施する地震防災対策（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応について定め、これらの対策を推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市地域防災計画共通対策編に定めるもののほか、本市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- (2) この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) この計画のうち第3章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、静岡県地震対策推進条例に規定している対策のうち、特に緊急に実施するものである。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、修正を行うものである。

3 計画の構成

この計画の構成は、次の7章による。

- (1) 第1章 総論
この計画の目的、性格、構成、静岡県第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第2章 平時対策
平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
- (3) 第3章 地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
- (4) 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す。
- (5) 第5章 災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。
- (6) 第6章 復旧・復興対策
災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

(7) 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策について示す。

第2節 予想される災害

静岡県は有史以来たびたび大きな地震による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘には海洋プレートの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。陸域には糸魚川・静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また富士川河口断層帯や伊豆半島に分布する多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

近年の事例では1930年（昭和5年）北伊豆地震、1935年（昭和10年）静岡地震、1944年（昭和19年）東南海地震、1974年（昭和49年）伊豆半島沖地震、1978年（昭和53年）伊豆大島近海地震、2009年（平成21年）駿河湾を震源とする地震及び2011年（平成23年）静岡県東部の地震が挙げられ、伊豆半島東方沖の一連の群発地震は現在も活動を続けている。

なお、本市における地震の被害事例は、以下のとおりである。このうち1854年（安政元年）の安政東海地震は東海地方に大きな被害をもたらした地震である。

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許されない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

このほか東海地震等と富士川河口断層帯の地震が連動した場合や、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っていく必要がある。また、市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

表

災害年月日	記 事
1707. 10. 28 （宝永4年）	宝永地震、マグニチュード8.4。本県全県下において被害が大きかった。本市でも大宮で神社仏閣が傾き、民家も多く潰れ地割れから水が噴出した。また村山では浅間御本堂鎮守大棟梁など3寺中、門前や社領の家が残らず潰れ、4人の死者と多数のけが人を出した。震度は6と推定される。
1854. 12. 23 （安政元年）	安政東海地震、マグニチュード8.4。本県全県下にわたって被害を生じた大地震で、本市の被害は、大宮町で総家数240戸のうち潰れ117戸、大破123戸、青木で水窪貯水池ひび割れ使用不能、神田町で潰れ家多く地割れ、蔵潰れあり。安居山で東漸寺の本堂・庫裏ゆがみ、鐘楼潰れ門が壊れた。また精進川村では居宅皆潰れ81戸、半潰れ30戸で無難は2戸のみである。死者5人、負傷者3人を生じた。震度で見ると大宮、精進川6～7、野中東6、杉田・黒田・沼久保・大中里5～6。上井出4～5などである。
1923. 09. 01 （大正12年）	関東大地震、マグニチュード7.9。東京・横浜を壊滅させた大地震である。本市では、大宮町で家屋全潰7戸（0.06%）を生じた。
1944. 12. 07 （昭和19年）	東南海地震、マグニチュード7.9。本県中・西部で被害が大きかったが、本市では、白糸で震度5程度であった。

2009.8.11 (平成21年)	駿河湾を震源とする地震、マグニチュード6.5。駿河湾を震源とし、本市においても野中で震度5強を観測した。地震の発生場所が東海地震の想定震源域内であったことから、東海地震観測情報(現：東海地震に関連する調査情報)が発表された。
2011.3.11 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震、マグニチュード9.0。三陸沖を震源として発生。宮城県栗原市で震度7を観測。本市でも弓沢町、野中で震度4を観測した。東日本の沿岸部では、大津波の発生により甚大な被害を受けた。
2011.3.15 (平成23年)	静岡県東部の地震、マグニチュード6.4。富士宮市を震源とし、弓沢町、野中で震度6強、猪之頭で震度5弱、長貫で震度4を観測した。

1 第4次地震被害想定

地震によって、本市域でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、静岡県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012年))
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震	元禄型東海地震(※2) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013年))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注) 内閣府(2012)：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第2次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

内閣府(2013)：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行われている。

試算に当たっては、地質や地盤等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定を

している。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算がされている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算されている。

(2) 震度区分別面積 (k m²)

震度区分別の面積						面積の 合 計
震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4	
0.0	15.9	361.9	6.7	0.0	0.0	384.4

(3) 建物等被害に係る想定結果 (単位：棟)

項目	被害 区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1,200	約1,200	約1,200	約1,200
	半壊	約5,900	約5,900	約5,900	約5,900
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約40	約40	約40	約40
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	約60	約60	約60	約60
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約10	約10	約90	—
建物被害総 数	全壊及び焼失	約1,300	約1,300	約1,400	約1,300
	半壊	約6,100	約6,100	約6,100	約6,100

「—」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく半壊

(4) 人的被害に係る想定結果 (単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋 内収容物 移動・転 倒、屋内 落下物）	死者数	約20 （—）	約10 （—）	約10 （—）	— （—）	— （—）	— （—）
	重傷者数	約100 （約20）	約200 （約20）		約40 （約10）	約60 （—）	
	軽症者数	約1,100 （約100）	約800 （約80）		約300 （約20）	約200 （約20）	
津波	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
山 がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	

火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
合計	死者数	約20	約10	約20	約10	—	—
	重傷者数	約100	約200		約40	約60	
	軽症者数	約1,100	約800		約300	約200	

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。

重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

軽症者：1か月未満の治療を要する負傷者

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定し行われたものである。

試算にあたっては、地質や地盤、海岸の現況等の基本データが利用され、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算が行われ、地震動・液状化等の各種危険度の想定がされている。

注) 中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算がされている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算がされている。

(2) 震度区分別面積

(k m²)

	震度区分別の面積						面積の合計
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	
基本	0.0	15.9	361.9	6.7	0.0	0.0	384.4
陸側	0.0	0.0	189.1	195.3	0.0	0.0	
東側	0.0	94.5	290.0	0.0	0.0	0.0	

(3) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約1,200	約1,200	約1,200	約1,200
	半壊	約5,900	約5,900	約5,900	約5,900
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約40	約40	約40	約40

人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	約60	約60	約60	約60
	半壊	約100	約100	約100	約100
火災	焼失	約10	約10	約90	—
建物被害総数	全壊及び焼失	約1,300	約1,300	約1,400	約1,300
	半壊	約6,100	約6,100	約6,100	約6,100

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】 (単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約1,000	約1,000	約1,000	約1,000
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約40	約40	約40	約40
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	約30	約30	約30	約30
	半壊	約80	約80	約10	約80
火災	焼失	—	—	—	—
建物被害総数	全壊及び焼失	約100	約100	約100	約100
	半壊	約1,200	約1,200	約1,200	約1,200

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】 (単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約2,900	約2,900	約2,900	約2,900
	半壊	約8,500	約8,500	約8,200	約8,500
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約40	約40	約40	約40
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	約10	—	約10	約10

津波	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	約70	約70	約70	約70
	半壊	約200	約200	約200	約200
火災	焼失	約20	約20	約1,000	約10
建物被害総数	全壊及び焼失	約3,000	約3,000	約4,000	約3,000
	半壊	約8,700	約8,700	約8,400	約8,700

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく全壊

半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく半壊

(4) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約20 (—)	約10 (—)	約10 (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	重傷者数	約100 (約20)	約200 (約20)		約40 (約10)	約60 (—)	
	軽症者数	約1,100 (約100)	約800 (約80)		約300 (約20)	約200 (約20)	
津波	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
合計	死者数	約20	約10	約20	約10	—	—
	重傷者数	約100	約200		約40	約60	
	軽症者数	約1,100	約800		約300	約200	

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。

重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

軽症者：1か月未満の治療を要する負傷者

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋 内収容物 移動・転 倒、屋内 落下物)	死者数	— (—)	—	—	—	—	—
	重傷者数	約10 (—)	約30 (約10)		—	約10 (—)	
	軽症者数	約200 (約50)	約200 (約40)		約50 (約10)	約70 (約10)	
津波	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
山・ がけ崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
ブロック 塀の転 倒、屋外 落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
合計	死者数	約10	約10	—	—	—	—
	重傷者数	約10	約40		—	約10	
	軽症者数	約200	約200		約50	約70	

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。

重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

軽症者：1か月未満の治療を要する負傷者

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋 内収容物 移動・転 倒、屋内 落下物)	死者数	約40 (約10)	約20 (—)	約30 (約10)	約10 (—)	— (—)	約10
	重傷者数	約300 (約40)	約400 (約30)		約80 (約10)	約100 (約10)	
	軽症者数	約1,600 (約200)	約1,200 (約100)		約500 (約30)	約300 (約30)	
津波	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
山・ がけ崩れ	死者数	約10	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	

火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽症者数	—	—		—	—	
合計	死者数	約40	約20	約30	約10	約10	約10
	重傷者数	約300	約400		約80	約100	
	軽症者数	約1,600	約1,200		約500	約300	

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。

重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

軽症者：1か月未満の治療を要する負傷者

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、静岡県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行われたものである。

試算に当たっては、地質や地盤等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度等の想定がされている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算が行われている。

(2) 震度区分別面積 (k m²)

震度区分別の面積						面積の 合 計
震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	
0.0	0.0	0.2	136.9	237.3	10.0	384.4

(3) 建物等被害に係る想定結果 (単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	—	—	—
	半壊	約50	約50	約50
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10
人工造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—

山・がけ崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
火災	焼失	—	—	—
建物被害総数	全壊及び焼失	—	—	約10
	半壊	約50	約50	約50

「—」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく全壊

半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく半壊

(4) 人的被害に係る想定結果 (単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	約10	約50	—
津波	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	—	—	—
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	—	—	—
火災	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	—	—	—
ブロック塀の 転倒、屋外落 下物	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	—	—	—
合計	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	約10	約50	—

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。

重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

軽症者：1か月未満の治療を要する負傷者

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震(元禄型関東地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地震直下の地震のうち、静岡県に最も大きな影響が

想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行っている。
 試算に当たっては、地質や地盤等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度等の想定がされている。
 これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算がされている。

 (2) 震度区分別面積 (k m²)

震度区分別の面積						面積の 合 計
震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4	
0.0	0.0	2.2	218.3	163.9	10.0	384.4

(3) 建物等被害に係る想定結果 (単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約10	約10	約10
	半壊	約70	約70	約70
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	約10	約10	約10
人工造成地	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
津波	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
山・がけ崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
火災	焼失	—	—	—
建物被害総数	全壊及び焼失	約10	約10	約10
	半壊	約90	約90	約90

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく全壊

半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判断基準に基づく半壊

(4) 人的被害に係る想定結果 (単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	約20 (—)	約60 (約10)	—
津波	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	—	—	—
山・がけ崩れ	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽症者数	—	—	—

火災	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	
	軽症者数	—	—	
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	
	軽症者数	—	—	
合計	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	
	軽症者数	約20	約60	

「—」：被害わずか

注) 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。

重傷者：1か月以上の治療を要する負傷者

軽症者：1か月未満の治療を要する負傷者

6 富士川河口断層帯

(1) 断層帯の位置及び形態

富士川河口断層帯は静岡市清水区から富士市を経て、富士宮市に至る断層帯である。長さは約26km以上で、概ね南北方向に延びており、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。ただし、本断層帯は、南方海域に延長していると推定され、北方にも延長していく可能性がある。

（平成22年10月20日地震調査研究推進本部地震調査委員会「富士川河口断層帯の評価（一部改訂）」より抜粋）

(2) 富士川河口断層帯の活動（静岡県第4次地震被害想定）

地震調査研究推進本部地震調査委員会（2010）の報告によると、富士川河口断層帯は過去の平均活動間隔が約150年～300年で地盤の隆起量を1～2mとしたケース（ケースa）と、平均活動間隔を1,300年～1,600年で地盤の隆起量を10m程度としたケース（ケースb）との2つの見解があり、平均活動間隔はケースa、bに示された値をそれぞれ下限、上限とする範囲内の値である可能性もあるとしている。

また、今後の富士川河口断層帯の活動については、過去の地盤隆起量に相当する量の地盤の変位が発生することが示唆されている。ただし、地盤の隆起量は、平均変位速度と平均活動間隔から間接的に求められていることから、1回の変位量は平均活動間隔に応じて変化することに留意する必要があるとされている。

○富士川河口断層帯の平均活動間隔等

	ケース a	ケース b
過去の平均活動間隔	約150～300年	約1,300～1,600年
過去の地盤隆起量	1～2m程度	10m程度
今後30年以内の地震発生確率	10～18% (信頼度 d：低い)	2～11%、もしくはそれ以下 (信頼度 c：やや低い)

※地盤の隆起量は、西側が東側に対して相対的に隆起する量

富士川河口断層帯は、駿河トラフで発生する海溝型地震と連動して同時に活動すると推定されている。この場合、海溝型地震と合わせてマグニチュード8程度の地震が発生するとされている。

一方、富士川河口断層帯は、駿河トラフで発生する海溝型地震とは独立して活動してきた可能性もあり、この場合、富士川河口断層帯の地震発生確率はケースbに示された値と同様である。

ケースaにおける将来の地震発生確率は信頼度の低い平均活動間隔を用いた計算結果ではあるが、今後30年の間に地震が発生する可能性が、わが国の主な活断層の中では高いグループに属するとされている。また、ケースbについても、将来の地震発生確率の最大値をとると、今後30年の間に地震が発生する可能性が、わが国の主な活断層の中では高いグループに属するとされている。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関が南海トラフ地震の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

市・県の機関、市内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成及び市防災会議に関する事務
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他市民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 緊急輸送の確保
- (16) 食料、飲料水、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及びその実施
- (17) 防災関係機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (18) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施

- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (17) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）
 - ア 被災者への生活支援情報の提供
 - イ 専用電話を備えた相談窓口の開設
 - ウ 特別行政相談所の開設
- (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）
 - ア 災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (4) 厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署）
 - ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
 - イ 労働者の被災状況の把握
- (5) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
 - 農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。
 - ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告
 - イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
 - ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
 - エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

- (6) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所富士国道維持出張所
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川下流出張所
管轄する砂防、道路、河川についての地震防災のための計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
- (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 被災施設の復旧のための防災エキスパート制度の運用
 - (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- イ 初動対応
- 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。
- ウ 応急・復旧
- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (7) 静岡森林管理署（富士宮総合事業所）
国有林野、民有林野の森林治水事業及び災害対策に必要な用材の需給対策
- (8) 国土地理院中部地方測量部
- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ア 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- イ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保安及び観測
- ウ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
- エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること。
- (10) 環境省関東地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (11) 環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社(富士宮郵便局)
 - ア 郵便事業の運営に関すること
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること。
 - ウ 施設等の被災防止に関すること
 - エ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)
 - ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - カ 施設等の整備
- (3) N T T 西日本株式会社(静岡支店)、株式会社N T T ドコモ東海支社(静岡支店)
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (4) 日本赤十字社(静岡県支部)
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配分
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (5) 中日本高速道路株式会社(横浜支社富士管理事務所)
 - ア 交通対策に関すること
 - イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
- (6) 日本通運株式会社(富士支店富士宮営業所)、福山通運株式会社富士営業所、佐川急便株式会社(富士営業所)、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社(富士支店)

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社(富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社(清水営業所)
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力供給の確保
 - イ 復旧用資機材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (8) 日本放送協会(静岡放送局)
 - ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (9) K D D I 株式会社(静岡支店)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

- (10) 一般般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (11) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
被災地の復旧・復興を支援するための事業活動の早期再開
- (12) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

5 指定地方公共機関等

- (1) 一般社団法人富士宮市医師会
一般社団法人富士宮市歯科医師会
一般社団法人富士宮市薬剤師会
ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
イ 検案（富士宮市歯科医師会、富士宮市薬剤師会を除く）
ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人富士宮市歯科医師会）
- (2) 静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター）
ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部富士宮地区会）
ア 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報
イ 協会加入事業所による施設・設備の耐震化等予防対策の実施
ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
エ 燃料の確保に関する協力
オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 静岡県道路公社
ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物件の点検
イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備
ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
- (5) 富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社
ア 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達
イ 車両の運転規制措置
ウ 車両の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (6) 一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (7) 富士山静岡空港株式会社
ア 緊急事態を想定した訓練の実施
イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約
エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

6 地震防災応急計画の作成義務者

地震防災応急計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施するものとする。

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における火気の規制、施設設備の点検、仕掛工事の中止等安全措置

第2章 平時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

計画の内容

1 市

災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対する教育を行う。また、学校教育、社会教育等を通じて、市民が実施すべき対策について啓発活動を行う。

この場合、地域の特性等による地震被害の態様等を十分に考慮して、実情にあったものとする。

(1) 市職員に対する教育

市職員として、行政を進める中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について新規採用職員研修会、その他の研修会等を通じて教育を行う。

ア 地震に関する基礎知識

イ 南海トラフ地震臨時情報等の発生に関する知識

ウ 南海トラフ地震臨時情報等の危険度の試算の内容

エ 県地震対策推進条例に規定する対策

オ 市地域防災計画地震対策編の内容と市が実施している地震対策

カ 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

ク 南海トラフ地震臨時情報に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置

ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置

コ 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策

サ 地震対策の課題その他必要な事項

シ 地区担当職員として地域防災活動の指導

このうちカからクについては、年度当初に各部・課等において、所属職員に対し十分周知するものとする。また、各部・課等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記のほか市教育委員会は「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校に対し、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は県と協力し私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するも

のとする。

ア 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習時間等、教育活動の全体を通して実践する。

(ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

イ 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能の修得の徹底を図る

(3) 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、自主防災組織等を通じて地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に6月を「地震防災強化月間」と定め、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。なお、この場合自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。

また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

ア 一般的な啓発

(ア) 啓発内容

- a 南海トラフ地震臨時情報等の基礎的な知識
- b 南海トラフ地震臨時情報等の危険度の試算の内容
- c 県地震対策推進条例に規定する対策
- d 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- e 南海トラフ地震臨時情報に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- f 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- g 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- h 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- i 山崩れ、がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- j 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- k 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の心構え
- l 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
- m 通電火災防止に向けた事前の備え（感震ブレーカーの設置）
- n 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- o 家庭における貯水方法の確立とP R
- p 避難生活に関する知識
- q 要配慮者への配慮
- r 安否情報の確認のためのシステム

(イ) 手段・方法

「広報ふじのみや」及びパンフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ等を利用し、普及を図る。特に、突然発生した地震に対する市民の行動方針について周知徹底を図る。

イ 社会教育を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

(ア) 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

(イ) 手段・方法

各種学級・講座、集会、学習会、研修会等において実施する。

ウ 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム、ビデオテープ等の貸出等を通じて、地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

エ 自動車運転者に対する啓発

市は、「富士宮市交通安全対策委員会」に協力を要請し、委員会が実施する交通安全運動、また、委員会を構成する団体が催す交通安全、運転モラルの向上に関する講習会、研修会等を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき次の事項について徹底を図る。

(ア) 警戒宣言発令時

- a 避難における車の使用禁止等自動車の運行の自主的制限
- b 車を離れるときの注意事項交通規制、交通整理に関する協力

(イ) 地震発生時

- a 運転を中止するに当たっての注意事項
- b 避難における車の使用禁止
- c 交通規制、交通整理に関する協力

また、市は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

オ 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

カ 窓口相談等

市は、それぞれの部・課等において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

ただし、総括的な事項及び特定の事項に関する相談窓口等は次のとおりである。

総括的な事項	………	危機管理局
建築に関すること	………	建築住宅課
火災予防に関すること	………	消防本部
水防に関すること	………	河川課

(4) ボランティア活動の支援

市は、社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災

害対策活動の促進を図る。また、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

2 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、N T T 西日本株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関はそれぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項について啓発する。

第2節 自主防災活動

計画作成の主旨

地震の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。しかし、同時に市民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより、防災対策を体で覚え、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

さらに、こうした防災対策は、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体、女性団体等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため市は、的確な自主防災活動ができるようその概要を示す。なお、具体的な組織づくりは「富士宮市自主防災組織育成指導要領」に基づき行うものとする。

計画の内容

1 市民の果たすべき役割

地震の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自分たちの安全は、自らの手で守る意欲をもち、平時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平時から実施する事項

- ア 地震防災に関する知識の吸収
- イ 地域の危険度の理解
- ウ 家庭における防災の話合い
- エ 南海トラフ地震臨時情報発表及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強等
- キ 家具その他落下、倒壊危険物の対策
- ク 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄
（飲料水については、一人1日3ℓを7日分、食料については最低7日分うち3日分は非常持出しとし、それぞれ備蓄するものとする。）

ケ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握
- イ 適切な避難（南海トラフ地震臨時情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項

平時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるよ

うにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出し品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活
- オ 自動車の運転の自粛

(4) 地震災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- エ 自力による生活手段の確保

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、「防災委員」制度及び「自主防災地図」等の活用を図り、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

(1) 平時の活動

ア 防災知識の学習

防災委員が主体となり、正しい防災知識を一人ひとりがもつよう映画会、講習会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し啓発を行う。主な啓発事項は、南海トラフ地震臨時情報発表の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

イ 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として、ウ.以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

ウ 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

エ 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

オ 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (ア) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (イ) 要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）
- (ウ) 人材台帳
- (エ) 自主防災組織台帳

カ 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため、「防災点検の日」

を設ける。

キ 避難所の運営体制の整備

南海トラフ地震臨時情報発表時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。

ク 防災訓練の実施

総合防災訓練・地域防災訓練・その他の訓練において、南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の対応について、次に掲げる事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、事業所等の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出及び救護の訓練
- (オ) 炊き出し訓練

ケ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談委員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動

自主防災組織は、組織員全員が協力して地域の防災活動を実施するものとする。その主なものは、次のとおりである。

- ア 情報の収集、伝達
- イ 出火防止活動及び初期消火の準備
- ウ 防災用資機材の配備又は活用
- エ 避難及び共同避難生活

3 事業所等の果たすべき役割

(1) 事業所等の自主的な防災活動

地震防災応急計画を作成届出する義務のある事業所等はもとより事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。

このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立

- カ 救出及び応急救護等
 - キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
 - ク 施設及び設備の耐震性の確保
 - ケ 予想被害からの復旧計画策定
 - コ 各計画の点検・見直し
 - サ その他地域の防災活動への協力
- (2) 事業所の防災力向上の促進
- 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

4 市の指導及び助成

- (1) 自主防災組織づくりの推進
- 市は、県東部地域局と連携して地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。
- (2) 自主防災に関する意識の高揚
- 市は、「地区担当班」等により、組織を充実するために必要な資料の提供、研修会等を行うと共に、県が定期的実施する自主防災組織リーダー研修の活用を図るなどして、積極的に自主防災組織の育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (3) 防災委員制度
- 市は、自主防災組織の長が選任した防災委員を通じ、防災対策の啓発活動の強化を図る。
- (4) 富士宮市防災指導員制度
- 市は、自主防災組織の活性化を図るため、富士宮市防災指導員を選任する。富士宮市防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次に掲げる活動を行う。
- ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
 - イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導
 - ウ 市又は県の施策の広報や推進、普及協力
 - エ 市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達
- (5) 組織活動の促進
- 市は、消防団等と有機的な連携を図りながら「地区担当班」職員等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。
- (6) 自主防災組織への助成
- 市は、自主防災組織の活性化を図るため、「富士宮市自主防災組織運営費補助金交付要綱」に基づき必要な助成を行う。

第3節 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の一員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮

した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1 市

(1) 訓練の内容

市は、県及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施するほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、逐次訓練内容を高度化し、より実効性のある訓練を行うものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

ア 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策について、次の事項に重点を置いて行う。

なお、この訓練は、県が実施する総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。

(ア) 職員の動員（地震災害警戒本部設置準備のための要員招集を含む）

(イ) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

(エ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定

(オ) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

(カ) 食料、飲料水、医療その他の救援活動

(キ) 消防、水防活動

(ク) 救出、救助活動

(ケ) 避難生活

(コ) 道路啓開

(サ) 応急復旧

イ 地域防災訓練

(ア) 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(イ) この訓練は、突然発生 of 地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

ウ 個別防災訓練

総合防災訓練・地域防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は、次のとおりとする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対策の基本は、正確・迅速な情報の収集及び伝達である。このため市は、県及び防災関係機関の協力を得て、この訓練を実施する。

なお、段階的に情報の種類を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。

また、訓練に当たっては、電話のふくそう、途絶時、勤務時間内外等の条件を加えるものとする。

(イ) 職員の動員訓練

職員の動員は、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。

なお、動員訓練は地震災害警戒本部設置前の要員招集についても行う。

(ウ) 各部班の訓練

市地震災害警戒本部各部班事務分掌に定める各部班は、それぞれの事務分掌について、単独又は自主防災組織並びに関係機関と共同して訓練を実施するよう努めるものとする。

(2) 県への協力

市は、県が行う地震防災訓練に積極的に参加する。この場合の訓練事項は(1)ア、イに定めるもののほか県の本部、支部との連携及び県と協議して定めた事項とする。

(3) 防災関係機関の訓練に対する協力等

ア 市は、防災関係機関に対し、市が実施する訓練への参加を要請する。

イ 市は、防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(4) 訓練の実施回数

総合防災訓練 年 1 回

地域防災訓練 年 1 回

個別防災訓練 年 1 回以上

(5) 訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 防災関係機関

富士宮市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、その他の防災関係機関及び県の機関は、単独又は共同で防災訓練を実施する。

また、地震防災応急計画作成義務者は、年 1 回以上の防災訓練を実施するものとする。

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災応急対策強化計画又は地震防災応急計画に基づき訓練を行う。その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

(1) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）

ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ 列車運転規制及び運転再開方

ウ 旅客の避難誘導

(2) N T T 西日本株式会社（静岡支店）、株式会社 N T T ドコモ東海支社（静岡支店）

ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達

イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策

ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）

ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧

イ 地震防災応急対策

ウ 災害復旧

(4) 静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター）

ア ガス供給停止等非常態勢の確立

イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検

ウ 安全について需要家等に対する広報

(5) 富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社

ア 乗客の避難誘導

- イ 情報伝達
- (6) 医療機関
 - ア 負傷者への救護活動
 - イ 情報収集及び伝達
- (7) 地震防災応急計画の作成義務者
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 火災予防措置及び施設設備等の点検
 - エ その他施設、事業の特性に応じた事項

3 訓練時における交通規制

- (1) 要請の手続き

地震防災訓練の実施の責任を有する者が地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を要請しようとする時は、あらかじめ当該交通規制に関する要請を、訓練場所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に行うものとする。
- (2) 広報

交通規制を実施する場合、公安委員会及び訓練実施責任者は、交通規制について事前広報を行い、周知徹底を図る。

第4節 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建物等の倒壊による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策並びに被災後の生活を確保するための措置等、平時における予防対策を定める。

市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「富士宮市地震対策アクションプログラム2013」の後継となる「富士宮市地震対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

市は、「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域として首都直下地震緊急対策区域に指定され、必要な対策の実施期間及び目標等については、「富士宮市地震対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

計画の内容

1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 火災の予防対策

危険物関係施設、工場、事業所の管理者及び市民は、地震による火災を未然に防止するため、種々の安全対策を講ずるよう努めるものとする。ま

た、市は、それらに関する予防対策を積極的に指導する。

(1) 施設等の別による対策内容

ア 一般家庭

(ア) 燃焼器具、設備

対震自動しや断装置石油ストーブの使用の徹底を図る。また、L P ガスボンベについては、鉄鎖等による転倒防止措置を徹底すると共に、緊急しや断装置のボンベ間近への取り付けを促進する。

(イ) 家庭用小型燃料タンク

転倒防止措置を施すように指導する。

(ウ) 防災関連設備等

消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

イ 工場・事業所

一般の工場・事業所においても、アの一般家庭と同様の対策を行うものとする。また、構内・所内にある消火等の防災活動の妨げになる物件の整備、管理を徹底する。

ウ 消防法に定める危険物製造所等

(ア) 製造所、一般取扱所

保有空地を確保し、建物及び機械器具類の倒壊防止を図り、配管等に緩衝装置を設け、ポンプ回りのバルブ、スイッチ類の操作が容易であるかを点検し、危険物の漏洩、拡散防止等の安全対策の実施に努める。

(イ) 屋内貯蔵所・屋外貯蔵所

保有空地を確保し、容器等で転倒、落下するおそれのあるものについては、保護柵、保護わくを設け、危険物の漏洩、拡散防止等の安全対策の実施に努める。

(ウ) 屋内タンク貯蔵所・屋外タンク貯蔵所

保有空地を確保し、タンク及び防油堤については、倒壊、破壊されるおそれがないかを点検し、配管に緩衝装置を設ける。また、可能な限り緊急しや断弁・緊急閉止弁等を設置し、危険物の漏洩、拡散防止等の安全対策の実施に努める。

(エ) 給油取扱所

防火塀は、倒壊・破壊のおそれがないかを点検し、危険なものは速やかに改善する。また、通気管、注入口のうち工作物付近にあるものについては、工作物の倒壊・破壊により破損しないよう保護措置を施し安全対策を励行する。

(オ) 地下タンク貯蔵所

注入口、通気管が対象となるが、概ね(エ)と同様の対策を図るものとする。

(カ) 簡易タンク貯蔵所

車輪があるものについては、地震動により移動してしまうので、車止等の措置を行う。

(キ) 移動タンク貯蔵所

移送中及び荷積・荷おろしの時は、可能な限り建物等倒壊のおそれがある物件の付近を避け、広い場所に車両を移動する。

エ 高圧ガス（L P ガスを含む）を取扱う事業所等

高圧ガスを貯蔵する事業所は、所管する高圧ガス貯槽（L P ガス、可燃性水素、アンモニア等）の安全対策を講ずるものとする。具体的な対策内容には以下のものがある。

なお、高圧ガス及び毒物・劇物の運搬ローリーの管理者は、ウの(キ)

の移動タンク貯蔵所と同様の措置をとる。

(ア) 高圧ガス貯槽に付設されている緊急しゃ断弁への感震装置の設置

(イ) 施設の耐震診断の実施

(ウ) 可燃性ガス・毒性ガスボンベの転倒防止措置の励行等積極的な安全対策

オ ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所

次の(ア)～(カ)に掲げる項目について、種々の安全対策を講ずるものとする。

(ア) 原料貯槽及びガスホルダー等

(イ) 製造・供給設備

(ウ) 高層建築物への対策

(エ) 導管網のブロック化

(オ) 広報

(カ) 簡易ガス事業における対策

カ 雑居ビル及び地下室等の施設

出火防止対策について特に指導を強化する。またガス安全対策の推進を図るため、次の措置をとる。

(ア) 点検の強化

(イ) ガス漏れ警報器の設置

(ウ) 通報体制の整備

(エ) ガスしゃ断装置の設置

キ 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の接触による発火

(イ) 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火

ク 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、百貨店、旅館等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について、特に指導を強化する。

(2) 指導事項

地震発生時における出火防止を図るため、家庭、商店、事業所、雑居ビル、地下室等について次の指導を行う。

ア 地震防災応急計画の作成指導

イ 地震防災応急計画作成義務事業所等以外の事業所等の指導

ウ 家庭等における火災予防指導

エ 少量危険物等の火災予防指導

オ 防火安全協会等の協力

カ 避難地周辺等の火災予防対策

キ 高圧ガス・都市ガス施設の安全指導

ク L P ガス消費設備の安全指導

3 建築物等の耐震対策

(1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(2) 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

イ 自主防災会組織活動と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

ウ 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発

- (ア) 新築建築物
「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底
- (イ) 既存建築物
「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強
- (ウ) 建築設備
「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
- (エ) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進
プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物の耐震化及びブロック塀等の撤去を図る。
- エ 公共建築物の耐震化
市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。
また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- オ コンピュータの安全対策
市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「情報システム安全対策基準」等の各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
- カ 家具の転倒防止
市は、市民に対し、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故防止を図るため、家具等の転倒防止について、啓発指導に努める。
また、事業所などのスチール製の書棚・ロッカー等についても安全対策の実施を指導する。
- キ 耐震化以外の命を守る対策
耐震化による対策が困難な住宅については、耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
- ク ガラスの飛散防止
多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
- ケ 供給ラインの耐震化
ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。
災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
- コ ブロック塀等の倒壊防止
 - (ア) 市有施設の既存ブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。
 - (イ) 市は、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

4 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 市及び県は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
- (2) 市長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。
 - ア 指定の目的 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
 - イ 指定の方法 条例により区域を指定し、周知する。

5 地盤災害の予防対策

- 市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止についての啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。
- (1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民へのハザードマップの配布や、インターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
 - (2) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
 - (3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
 - (4) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時に、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

6 落下倒壊危険物対策

地震発生により、道路及びその周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、次によりそれぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行う。

物 件	措 置 等
横断歩道橋	耐震診断等を行い、落橋防止等の措置を講ずる。
道路標識、信号機等	施設の点検を行い、危険なものについては速やかに改善する。
街路樹	倒木の防止対策を講ずる。
電柱、街路灯	設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものについては、施設管理者による点検、補強等を行い、安全性の確保に努める。
看板、広告物等	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め、安全性の向上を図る。
ブロック塀	ブロック塀等の危険なものについては、改善等を行う。（生垣づくり補助金制度の利用促進）

天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

7 地域における災害の予防と避難対策

市は、下記事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

(1) 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、危険度の試算から、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険性が予想され、避難対策を推進する必要がある地区を「要避難地区」として指定する。

(2) 避難対象地区の指定

市長は、警戒宣言発令時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生が予想される地域を避難対象地区として指定する。

(3) 避難地、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災の発生時における避難のため、広域避難地を指定する。

また、必要に応じ一時避難地を指定する。

ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(4) 広域避難地、一時避難地及び幹線避難路等の基準

ア 広域避難地

(ア) 要避難地区内の危険となった一時避難地等からの避難者を収容するために設定し、救援及び情報活動の拠点として機能させる。

(イ) 広域避難地への避難距離は、2 km以内とし、公園、緑地、広場等の空間地を利用して設定する。また、避難者1人あたり概ね2 m²の避難有効面積を有し、総面積は概ね10ha以上とする。

イ 一時避難地

(ア) 各自主防災組織が定めた集合場所が危険となった場合に、これらからの避難者を収容するために設定し、避難に伴う混乱を防止するため、情報活動、応急救護活動の拠点及び物資集積供給場所として機能させる。

(イ) 一時避難地への避難距離は、1 km以内とし、校庭、公園等の公共施設を利用して設定する。また、避難者1人あたり概ね2 m²の避難有効面積を有するものとする。

(ウ) 要避難地区の一時避難地は、避難有効面積概ね1 ha以上とする。

ウ 幹線避難路及び指定避難路

幹線避難路は、一時避難地から広域避難地へ市民等を迅速かつ安全に避難させるための道路もしくは緑道とし、指定避難路は、自主防災会の集合場所から一時避難地へ避難できる比較的幅員が広く、落下倒壊等のおそれの少ない道路とする。それ以外の避難路は、自主防災組織等の判断によるものとする。

(5) 平時に実施する災害予防措置

ア 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を

周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ 要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域（以下「崩壊危険箇所」という。）については次の予防措置を講ずる。

（ア）県及び市は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に崩壊危険箇所図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

（イ）市長は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対し、その危険性の周知に努める。

（ウ）市長は、警戒宣言が発せられた場合には、県等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

（エ）市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

8 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速適確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施する事項

ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

ウ 救出技術の教育、救出活動の指導

エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

ア 救出技術、救出活動の習得

イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施

ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

9 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編第2章第14節「要配慮者支援体制の整備」に準ずる。

10 生活の確保

警戒宣言の発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア 市

（ア）非常持ち出しができない被災住民や旅行者に対する食糧の最低限の備蓄

（イ）市内における緊急物資流通在庫調査の実施

（ウ）流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄

（エ）市内からの緊急物資の調達及び配分計画の策定

- (オ) 緊急物資の集積場所の選定
- (カ) 市民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定
- イ 市民
 - (ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
 - (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
 - (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
 - (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進
- (2) 飲料水の確保
 - ア 市が実施する事項
 - (ア) 上水道の基幹施設の整備と復旧資材の備蓄
 - (イ) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画の作成
 - (ウ) 給水タンク、給水車両、ろ水器、発電機、簡易貯水槽等、応急給水資材の整備
 - (エ) 市民及び自主防災組織に対する貯水や応急給水についての指導
 - (オ) 工事業者等との協力体制の確立
 - (カ) 簡易水道組合等に対する応急給水対策等に必要な指導、助言
 - イ 市民が実施すべき事項
 - (ア) 家庭における貯水
 - a 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - b 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - c 貯水に用いる容器は、衛生上安全性が高く、地震動により水漏れ、破損をしないものとする。
 - (イ) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - a 応急給水を円滑に実施するための体制を整えておく。
 - b 非常時に利用予定の井戸、湧水、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - c ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。
- (3) 燃料の確保

共通対策編第2章第18節「重要施設・ライフライン事業の機能確保等に関する計画」に準ずる。
- (4) 医療救護
 - ア 市が実施する事項
 - (ア) 「市災害時等医療救護計画」に基づく医療救護体制の確立
 - (イ) 医師会、歯科医師会及び薬業会の協力体制の確立
 - (ウ) 救護病院（災害拠点病院を除く。）の施設点検と、人員配置の調整
 - (エ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画の作成
 - (オ) 応援医師の要請、重症患者の搬出等に関する広域対応策の作成
 - (カ) 家庭救護の普及
 - イ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項
 - (ア) 応急救護活動を行う救出救護班の編成
 - (イ) 医療関係団体等の協力による応急救護、応急看護技術等救護に関する講習会の開催
 - (ウ) 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等の整備
 - ウ 市民が実施すべき事項
 - (ア) 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品の準備
 - (イ) 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術の習得
 - (ウ) 血液型登録と献血への協力

(5) 防疫及び保健衛生活動

ア 市が実施する事項

- (ア) し尿処理及び防疫実施計画の作成
- (イ) し尿処分地の選定及び仮設便所等の資機材の準備
- (ウ) 防疫用薬品の調達計画の作成
- (エ) 市民が行う清掃、防疫の指導
- (オ) 避難所等における健康支援活動に係る体制の整備

イ 自主防災組織が実施すべき事項

仮設便所設置のための用地、資機材の確保

(6) 清掃活動

ア 市が実施する事項

- (ア) 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。
- (イ) 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明らかにし協力を求める。

イ 自主防災組織が実施すべき事項

災害時における廃棄物の応急処理に関する役割分担に基づく協力手順の検討及び市民への徹底

ウ 市民が実施すべき事項

警戒宣言発令時は、市の処理施設の稼働を停止するので、ごみの自己処理に必要な器具等を準備する。

(7) 避難所における設備及び資機材の準備

市は、避難所（被災者の避難施設）等に必要なときに直ちに使用できるようあらかじめ次の設備・資機材を準備しておくものとする。

なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む）

エ 炊き出しに必要な器材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク テント

ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ

コ 防疫用資機材、清掃用資機材

サ 工具類

(8) 救援救護のための標示

ア 地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

イ 孤立するおそれがある地域について、地名標示シート、無線施設等の整備を実施する。

(9) 応急住宅

ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

11 災害廃棄物の処理体制の整備

市が実施する事項

- (1) 災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮集積場及び仮置場の確保に努める。

12 公共土木施設等の応急復旧

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

なお、公共下水道については、特に以下のとおり行う。

- (1) 下水道の基幹施設の点検整備と復旧資機材の確保
- (2) 委託業者及び工事業者等との協力体制の確立
- (3) 利用者への地震発生後における使用制限若しくは使用方法の啓発

13 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

14 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努める。

15 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保育成の取組を支援するものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

第 3 章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 33 号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第 1 節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、次に掲げる事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- ・多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
- ・地震発生後の被災者の最低生活を確保するためのこと。
- ・地震発生後の混乱を緩和し救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

(1) 避難地の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地等の整備を図る。

農村、山村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

(2) 避難路の整備

幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

(3) 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連続し、それに対する道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

(4) 共同溝、電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び市と調整を行いつつ整備を図る。

(5) 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。地震発生時に予想される道路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めて構築された緊急輸送ネットワークと連携しつつ、緊急輸送路の整備、交通障害の防止又は軽減の措置を図る。

(2) ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設の整備

庁舎、消防施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）について、防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施

設の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間とする。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

ア 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、防火水槽等の消防用施設の整備の促進を図る。

イ 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、市街地及び建築物の密集地域に耐震性防火水槽及び可搬式小型動力ポンプ等を設置する。

(2) 通信施設の整備

ア 事業の目的

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。さらに、市民等の混乱を防止し生活再建を支援するための情報提供体制の整備を図る。

イ 整備の水準

各地域の情報収集、本部から各方面への情報、指令を的確に伝達するため、消防無線、防災行政無線及び同時通報用無線（以下「同報無線」という。）を整備する。あわせて、市防災行政無線と地域衛星通信ネットワークを接続すること等により災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システム及び市民等の混乱を防止し生活再建を支援するための情報提供システムについて、ソフト、ハード両面にわたる高度化を図る。

2 防災上重要な建物の整備

(1) 学校施設の整備

ア 事業の目的

児童生徒の安全確保と災害応急対策の円滑を期するため、校舎等施設の整備を促進するとともに、避難所として必要な被災住民用の食糧等の備蓄を行い、災害応急対策の円滑化を図る。

イ 整備の水準

学校施設（校舎・屋内運動場）については、耐震診断等の結果により

改築、補強を行う。

ウ 事業総括表（令和3年度から）

事業名	事業概要	備考
教育施設整備事業	小中学校施設耐震補強 (校舎)	4校5棟

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災緊急五箇年計画を作成・実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

ア 事業の目的

大規模地震発生時に火災等による被害を軽減するため、耐震性貯水槽を計画的に整備し消防用施設の充実化を図る。

イ 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防水利欠乏地域を優先に耐震性貯水槽を設置する。

2 防災上重要な建物の整備

(1) 小中学校施設の整備

ア 事業の目的

児童、生徒の生命の安全を確保し、速やかな教育活動の再開を図るため、耐震補強計画や不適格改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。

イ 整備の水準

公立小中学校の補強工事や改築工事を行う。

ウ 事業総括表

事業名	事業概要	備考
教育施設整備事業	小中学校施設耐震補強 (屋内運動場)	3校3棟

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「富士宮市災害対策本部運営要領」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編第3章災害応急計画第2節組織計画第4節通信情報計画」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「富士宮市災害対策本部運営要領」に基づき「災害警戒本部」を設置し、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編第3章災害応急計画第2節組織計画第4節通信情報計画」に準ずる。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）発表時	第1次配備（必要に応じて警戒本部設置） 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 必要に応じ、各部局等で構成する連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編第3章災害応急対策計画第2節組織計画第4節通信情報計画第5節災害広報計画」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの

変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、富士宮市災害対策本部運営要領」に基づき「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

区分	内容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）発表時	第2次配備（災害対策本部設置） 全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。 必要に応じ、各部局等で構成する連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※ 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編第3章災害応急対策計画第2節組織計画第4節通信情報計画第5節災害広報計画」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 警備対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、警察に対して次の事項を重点として、措置を依頼するものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場

合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

(6) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

(7) 交通

ア 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動については、警察が地域住民等に周知するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

(8) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び自主防災組織・市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災でみられたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関等の活動

計画作成の主旨

地震発生時の市、県、防災関係機関及び自主防災組織等の応急対策が遅滞なく、確実に遂行できるよう、組織、要員の確保、活動の概要、各機関相互の関連等を明確に定める。

計画の内容

1 市

(1) 災害対策本部の設置

ア 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、富士宮市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。

イ 警戒本部から災対本部へ移行する場合は、事務の継続性の確保に配慮する。

(2) 災対本部の組織及び所掌事務

ア 富士宮市災害対策本部条例（昭和37年条例第21号）、同運営要領の定めるところによる。

イ 災対本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ア) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害応急対策の実施

(ウ) 民心の安定上必要な広報

(エ) 消防・水防その他の応急措置

(オ) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入

(カ) 被災者の救助、救護その他の保護

(キ) 施設及び設備の応急復旧

(ク) 防疫その他の保健衛生

(ケ) 警戒区域の設定

(コ) 避難の指示

(サ) 緊急輸送の実施

(シ) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

(ス) 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携

(セ) 県及び他防災関係機関との連携

(ソ) 自主防災組織活動との連携、指導及び支援

(タ) ボランティアの受入れ

ウ 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

(ア) 消防本部及び消防署

- a 被害状況等の情報の収集と伝達
- b 消火活動、水防活動及び救助活動
- c 地域住民等への避難の指示の伝達
- d 火災予防の広報
- (イ) 消防団、水防団
 - a 被害状況等の情報の収集と伝達
 - b 消火活動、水防活動及び救助活動
 - c 一時避難地の安全確保及び避難路の確保
 - d 地域住民等の避難地への誘導
 - e 危険区域からの避難の確認
 - f 自主防災組織との連携、指導、支援
- エ 職員の動員及び配備
 - (ア) 職員は、動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に集合する。
 - (イ) 職員は、勤務場所等への進行途上において確認した被害状況等について、到着後直ちに所属長に報告する。
 - (ウ) 本部長は、本部会議を開催し、各部長に対し災害応急対策についての必要な指示を与える。
なお、本部長又は副本部長は必要に応じて、関係部長会議を開催し、関係各部長に対し災害応急対策についての必要な指示を与えるものとする。
 - (エ) 職員は所属長の指示を受け、直ちに災害応急活動にあたる。

2 県

- (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (3) 水防その他の応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保及び調整
- (9) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請並びに支援の受入調整
- (10) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入れ及び調整
- (11) その他の災害の発生の防御又は拡大の防止
- (12) ボランティアの受入れの調整

3 防災関係機関

共通対策編第1章総論第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

4 自主防災組織

- (1) 出火防止
- (2) 初期消火
 - ア 隣近所の助け合いによる初期消火活動
 - イ 消火班（部）による可搬式小型動力ポンプを使用しての初期消火活動
 - ウ 消防機関への通報・連絡
- (3) 救出救護
 - ア 救出活動

- イ 応急救護活動
- ウ 救護病院等への負傷者の搬送
- (4) 情報の収集・伝達
 - ア 地域の被害状況の調査
 - イ 正しい情報の収集・伝達及びデマ等によるパニックの防止
- (5) 避難
 - 2次災害（火災等）からの避難
- (6) 給食・給水
 - 市等から供給された食料等緊急物資の公平な配布
- (7) その他
 - ア 防犯、防火の協力
 - イ 防疫、清掃、し尿処理
 - ウ 障害物の除去
 - エ 家屋の補修
 - オ その他

第2節 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集・伝達を、迅速かつ的確に実施するため、市と県及び防災関係機関との連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

計画の内容

1 基本方針

- (1) 県、市間の情報活動の緊密化
 - ア 情報の収集及び伝達は、県東部方面本部と災対本部相互のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。この場合、被害の有無及び応援の要否等について、第一報を災害発生後可能な限り速やかに行うものとする。
 - イ 情報活動の緊密化のため、警察署は災対本部に警察官を派遣する。また県東部方面本部は、災対本部に職員を派遣する。
- (2) 情報活動の迅速的確化
 - 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部局等は「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領＜静岡県＞」（以下「県情報広報実施要領」という。）及び「富士宮市地震防災に係る情報の処理及び広報活動等実施要領」（以下「市情報広報実施要領」という。）による。
- (3) 国の緊急災害現地対策本部との連携
 - 市に国の緊急災害現地対策本部が設置された場合には、災対本部は当該現地対策本部との連携を図る。

2 市

- (1) 地震情報等の受理、伝達及び周知
 - ア 県災害対策本部から通報される地震情報等の受理は、災対本部が行う。（災対本部設置前においては、災害警戒本部又は防災担当課が行う。）
 - イ 地震情報等は、同報無線、広報車、消防車等による巡回広報により市民等への周知徹底を図るものであるが、施設・設備の破壊、道路の通行不能のため前記の方法がとれない場合には、自転車、徒歩等による巡回広報（電池メガホン）を実施するなど可能な限りの方法を取り、情報

の迅速かつ正確な周知徹底を期するものとする。

(2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア 収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、その種類、優先順位及び取扱い等については、別に定める「市情報広報実施要領」による。

なお、地震発生直後においては、災害の規模（特に消火・救助事案の有無・規模）把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

イ 地区担当班職員、消防団員、自主防災組織等構成員は、相互に連携し、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。

(ア) 被害状況

(イ) 避難の指示又は警戒区域の設定状況

(ロ) 救護病院等の設置及び活動状況

(ハ) 応急給水状況

(ニ) 避難所の設置状況

(ホ) 避難生活の状況

(ヘ) 緊急物資の在庫及び供給状況

(ニ) 物資の価格、役務の対価動向

(ケ) 金銭債務処理状況及び金融動向

(コ) 鉄道等利用者の状況

(サ) 観光客等の状況

ウ 災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

(ア) 職員派遣による収集

地震発生後、ただちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(イ) 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(ロ) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。

エ 災害応急復旧用無線、同報無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常電話、非常電報等による非常通信及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行なう。

3 県

(1) 地震情報等の伝達・周知

ア 市及び防災関係機関等に対する伝達は、県防災行政無線を中心に行う。

イ 管内地域住民等へ周知徹底するため報道機関の協力を得る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集及び伝達

収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、その種類、優先順位、取扱部局等を「県情報広報実施要領」にあらかじめ定める。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況

エ 管内市・町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況

オ 交通規制等道路交通状況

- カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- キ 避難状況
- ク 緊急輸送実施状況
- ケ 自衛隊の活動状況
- コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況

4 防災関係機関

- (1) 地震情報等の収集及び伝達
市、県から伝達される地震情報、被害情報等の受理については、あらかじめ市・県へ届出した受信方法及び受領者により行う。
- (2) 災害応急対策に関する情報の収集
ア 災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。その主なものは、次のとおりである。
 - (ア) 被害状況
 - (イ) 災害応急対策実施状況
 - (ウ) 復旧見込み等
- イ 市・県が定める情報項目については、速やかに市・県へ報告する。その主なものは、次のとおりである。
 - (ア) 緊急要請事項
 - (イ) 被害状況
 - (ウ) 災害応急対策実施状況

5 県災害対策本部に対する報告及び要請

災対本部は、「県情報広報実施要領」に定める情報事項について、速やかに東部方面本部を通じて県災害対策本部に対し、報告し又は要請を行う。ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告することとするが、連絡が付き次第、県災害対策本部にも報告する。また、消防機関への通報が殺到した場合においては、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へ報告するものとする。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

第3節 広報活動

計画作成の主旨

市は、県及び防災関係機関等の協力を得て、市民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対応がなされるよう、必要な広報の事項及び手段について定める。広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

1 市

- (1) 広報事項
広報すべき事項については、その文案及び優先順位は、あらかじめ「市情報広報実施要領」に定め、生活に密接な事項を中心にかつ迅速に行う。
広報事項の主なものは、次のとおりである。
ア 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起

- イ 地震情報等
- ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- エ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- オ 自主防災組織及び事業所等に対する応急活動の実施要請
- カ その他生活の確保に必要な情報
- (2) 広報実施方法
 - ア 同報無線、広報車・消防車等による巡回
 - イ 防災関係機関及び自主防災組織を通じての連絡
 - ウ パソコン（公式ホームページ、X、Facebook等）
- (3) 県に対する広報の要請
県に対する広報の要請は、広報文案を添えて行う。
- (4) 同報無線施設の応急復旧
同報無線施設が破壊・損傷した場合の応急復旧は、次の順序により行う。
 - ア 第1次復旧順位 送信施設及び市指定避難地付近の受信局
 - イ 第2次復旧順位 その他の受信局

2 防災関係機関

- (1) 広報事項
広報事項は、「市情報広報実施要領」及び「県情報広報実施要領」に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。
 - ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
 - イ 災害応急対策状況及び復旧見込み
- (2) 広報実施方法
広報は、各機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。
この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

3 市民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人が情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急警報受信機付ラジオ、テレビ … 知事、市長の緊急放送要請事項
- (2) ラジオ、テレビ ……地震情報等、交通機関運行状況等
- (3) 同報無線、広報車 ……主として市内の情報、指示、指導等
- (4) 自主防災組織 ……主として市災対本部からの指示、指導、救助（情報拠点を通じての連絡）措置等
- (5) サイレン ……火災発生等
- (6) パソコン（公式ホームページ、X、Facebook等）
 - ・携帯電話・スマートフォン ……地震情報等、交通機関運行状況等

第4節 緊急輸送活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第18節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県の定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第26節「相互応援協力計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、県の定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第6節 災害の拡大及び2次災害防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するために行う消防活動、水防活動、救出活動、及び被災建築物等に対する安全対策について、市・消防機関、自主防災組織並びに市民等が実施すべき事項について定める。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、2次災害防止対策を講じることとする。

1 消防活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第22節「消防計画」に準ずる。

2 水防活動

富士宮市水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。

4 被災建築物等に対する安全対策

共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

第7節 避難活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。

第8節 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

社会的混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市が実施する対策の概要を示す。

計画の内容

1 予想される混乱

- (1) 地震情報に関連する流言飛語
- (2) 避難等による道路及び避難地の混乱
- (3) 医療機関の混乱
- (4) 生活物資調達による混乱
- (5) 集団不法行為による混乱
- (6) その他

2 市のとるべき措置

(1) 市民への呼びかけ

市長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が生ずるおそれがあるときは、速やかに市民等に対して市民のとるべき措置について本編第3節広報活動の1-(2)「広報実施方法」により、呼びかけを随時行うものとする。

(2) 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ 特定物資の報告徴収、立入検査等

(ア) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

(イ) 特定生活物資を取扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

(3) 警察署に対する要請

市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、必要と認めるときは、警察署に対し、次の要請を行う。

ア 各種混乱の鎮圧及び犯罪の予防取締り

イ 生活物資集積場所等の警備

(4) 県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し、又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し、生活物資確保のための応急措置の実施、報道機関による広報の実施を要請する。

3 富士宮警察署の活動

(1) 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

(2) 不法事態に対する措置

駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の収拾を図る。

(3) 地域安全情報の伝達

災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

(4) 銃砲刀剣類等に対する措置

銃砲刀剣類の保管状況及び高圧ガス、放射性物質、火薬類等の製造、貯蔵状況の調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。

(5) その他の活動

「別紙第8節社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

第9節 交通の確保対策

共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「交通応急対策計画」に準ずる。

計画の内容

1 陸上交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (2) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (3) 県公安委員会（県警察）及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (4) 道路管理者は、緊急交通路に指定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。
- (5) 市指定の緊急輸送路については、市内の建設業者と協力して交通の確保に努める。

2 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者のとるべき措置

- (1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
- (2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

3 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

地震発生時における自動車運転者の行動は、その後の交通対策に大きな影響を及ぼすので、運転者は、次のことを励行し、交通の確保に協力する。

- (1) 走行中の車両は次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させる。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、それらの情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難する場合は、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは、つけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場

にないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

4 情報の収集

市は、県から主要道路及び鉄道の被害状況について、情報の収集を行う。

5 交通規制の実施

(1) 初動の措置

ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。

イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2) 緊急交通路等の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次の緊急交通路を中心に県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に当てる道路を選定する。

(3) 交通規制実施後の広報

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は他の防災関係機関及び市民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

(2) 被害状況の調査

市は、警察その他の防災関係機関等の協力を得て、主要道路等についての被害状況を調査し、交通の確保対策に資する。

(3) 通行の禁止又は制限等

ア 緊急交通路は、優先的にその機能を確保するため、原則として、一般車両の通行を制限する。

イ 被害が著しい地域での一般車両の走行及び当該地域への流入は、原則として禁止する。

ウ 道路管理者は、道路の損壊等により、通行が危険であると認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、通行の禁止・制限の対象区間、期間及び理由を明らかにした標識を設ける。

エ 交通規制にあっては、関係機関が相互に連携を保ち、適切な運用を図る。

(4) 道路施設の復旧

市は、富士宮建設業協同組合ほかの協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は、緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他物件の占有者、所有者又は管理者に対し、

当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命じることができる。
 イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等について、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(7) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。

また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

7 県知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

イ 消防、水防その他応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護のためにに関する事項

エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃・防疫その他保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための置に関する事項

(2) 緊急通行車両の確認事務手続

ア 確認事務処理、受付、手続き等は別に定める。

イ 確認手続の効率化、簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続については、別に定める。

ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は地震発生後においては災害対策基本法施行令第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

8 鉄道確保の措置

各鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。

第10節 地域への救援活動

計画作成の主旨

地震発生後、日常生活に支障をきたした、者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、市・自主防災組織並びに市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れに係る地域への救援活動については、県の定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

共通対策編第3章災害応急対策計画第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。

2 給水活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる。

3 燃料の確保

共通対策編第3章災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。

4 医療救護活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「医療・助産計画」に準ずる。

5 応急歯科診療

市は、歯科医師会に対して、使用可能な歯科診療所等において、応急歯科診療を実施するよう要請するとともに、その調整を行う。

6 し尿処理

共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

7 廃棄物（生活系）処理

基本方針

生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「富士宮市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

(1) 市

ア 被災状況から判断し、必要と認めたときは、仮集積場の設置及び収集日時を含む収集・処理体制について速やかに定め住民に広報する。

イ 収集、処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 自主防災組織

ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し住民に周知する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(3) 市民

ア 可燃物等は指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

8 災害廃棄物処理

共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

9 防疫活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる。

10 遺体の捜索及び措置

共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。

11 応急住宅の確保

共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

12 ボランティア活動への支援

共通対策編第3章災害応急対策計画第25節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「応急教育計画」に準ずる。

第12節 被災者の生活再建等への支援

共通対策編第3章災害応急対策計画第21節「社会福祉計画」に準ずる。

第13節 公有施設設備等の対策

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上、重要な公有施設、設備等の速やかな機能回復を図るため、措置すべき事項について定める。

計画の内容

1 市有施設・設備

各施設、設備等の被害状況の把握にあたりとともに、機能回復のための応急措置を実施する。

(1) 無線関係

ア 同報無線

親局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は子局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講ずる。

イ 防災行政無線及び消防無線

状況に応じ、仮設基地局を設置する。又、各移動・携帯局充電用を含めた非常用電源を確保し、これらの機能の維持を図る。

(2) 公共施設等

ア 庁舎（各出張所含む）

(ア) 施設及び設備を点検し、防災拠点としての機能に支障のないよう応

急措置を講ずる。

- (イ) 被害の状況により、庁舎の使用が困難な場合は、仮設の施設を設置する等の措置を講ずる。

イ 市立病院

応急救護患者の受入れのため、診療及び受入れ施設設備の整備を図る。

ウ 上水道施設

- (ア) 配水池の元バルブの閉止及び基幹施設の被害状況の早期把握にあたる。

(イ) 富士宮市管工事協同組合等へ応急復旧の協力を要請する。

(ウ) 仮設共用栓を布設し、応急給水の措置を図る。

エ 下水道施設

- (ア) 施設の被害状況の早期把握にあたる。

(イ) 関係業者等へ応急復旧の協力を要請する。

オ 星山浄化センター

エと同様の措置をとる

カ 清掃センター及び衛生プラント

エと同様の措置をとる

キ 道路

- (ア) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

- (イ) 応急措置の実施、2次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

- (ウ) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ富士宮建設業協同組合等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

2 その他の公有施設等

(1) 河川保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれがある施設について水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ富士宮建設業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ 避難の指示

避難等が必要な場合は、地域の市民等に対し、避難の指示を行う。

(2) 大倉川農地防災ダム

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の市長又は警察署長に対し状況を連絡し避難指示（緊急）等必要な措置をとるよう要請する。

(3) 砂防、地すべり及び急傾斜地等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等からの情報連絡により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

- イ 応急措置の実施、2次災害の防止
2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等必要な応急措置を講ずる。
 - ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施
2次災害の発生等危険性を勘案のうえ、必要に応じ富士宮建設業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
 - エ 避難の指示
避難等が必要な場合は、地域の市民等に対し、避難の指示を行う。
- (4) 岳南排水路
被害状況の把握及び必要な応急対策を講ずる。

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

1 上水道

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (3) 配管の仮設等による応急給水に努める。
- (4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

2 電力

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 電力の早期供給を図るため、協力会社に出動を求める等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

3 ガス

- (1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- (2) 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。
- (4) 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (5) 避難所等に必要な燃料ボンベ等の供給を行う。
- (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。

4 通信

- (1) NTT西日本株式会社（静岡支店）
 - ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (イ) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
 - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があ

るときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。

イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保する。

ウ 通信の早期疎通を図るため必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う

(2) 株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）

ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。

(ウ) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

(エ) 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

5 放送

(1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。

(2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。

(3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

6 市中金融

(1) 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

7 鉄道

(1) 不通区間が生じた場合は、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保する。

(3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

8 道路

(1) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。

(2) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。

(3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業者等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

(4) 交通信号が倒壊、断線等によりその機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目処が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや 振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

計画の内容

1 市

(1) 市震災復興本部の設置

市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目処が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、市震災復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。

(2) 市復興本部と市災害対策本部との併設

市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(3) 市復興本部の所掌事務

ア 市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ア) 市震災復興計画の策定

(イ) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

(ウ) 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

(エ) 静岡県震災復興基金への協力

(オ) 相談窓口等の運営

(カ) 民心安定上必要な広報

(キ) その他の震災復興対策

(4) 市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

(5) 防災会議の開催等

ア 市復興本部が設置された場合、必要に応じ、市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。

イ 招集される市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

ウ 市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。

2 県

(1) 静岡県震災復興計画の策定

(2) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

(3) 国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

(4) 静岡県震災復興基金の設立及び運営管理

(5) 被災者の経済的再建支援及び雇用確保

- (6) 民心安定上必要な広報
- (7) その他震災復興対策

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア 総務省東海総合通信局

(ア) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

(イ) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

(ウ) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与及び臨時災害放送局用設備の貸与

イ 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

(ア) 被災者への生活支援情報の提供

(イ) 専用電話を備えた相談窓口の開設

(ウ) 特別行政相談所の開設

ウ 財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）

(ア) 静岡財務事務所

被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

(イ) 静岡財務事務所沼津出張所

地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

エ 厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署）

(ア) 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

(イ) 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置主への雇用維持の要請

(ウ) 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

オ 農林水産省関東農政局静岡県拠点

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

(ア) 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告

(イ) 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整

(ウ) 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告

(エ) その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務

カ 国土交通省中部

地方整備局富士砂防事務所

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所富士国道維持出張所

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川下流出張所

(ア) 管轄する基盤施設等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、防災機関と調整を図り実施す

る。

（ウ）復旧・復興事業に関する広報を実施する。

キ 静岡森林管理署（富士宮総合事業所）

県及び市からの要請に対する復旧・復興用材（国有林材）の供給

ク 国土地理院中部地方測量部

（ア）国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。

（イ）地理情報システムの活用を図る。

（ウ）位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

ケ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報

（東海地震に関連する調査情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社（富士宮郵便局）

（ア）被災地あて救助用郵便物の料金免除

（イ）被災者救助団体に対するお年玉葉書寄附金の配分

（ウ）被災者に対する郵便はがき等の無償交付

（エ）被災者が差し出す郵便物の料金免除

（オ）災害の発生時又はそのおそれのある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

イ 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

ウ NTT西日本株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）

（ア）施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興を実施する。

（イ）復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

（ウ）復旧・復興事業の進捗等に関する広報を行う。

エ 日本赤十字社（静岡県支部）

（ア）義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加

（イ）協力奉仕者及び関係団体との連絡調整

オ 中日本高速道路株式会社（横浜支社富士管理事務所）

（ア）管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

（イ）復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

（ウ）復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

カ 東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）

（ア）変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

- (イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (ウ) 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
- キ 日本通運株式会社（富士支店富士宮営業所）、福山通運株式会社（富士営業所、佐川急便株式会社（富士営業所）、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士店）
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- ク 日本放送協会（静岡放送局）
 - (ア) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
 - (イ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - (ウ) 生活再建支援策等を広報PRする番組の的確な放送の実施
 - (エ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- ケ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- コ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
被災地の復旧・復興を支援するための事業活動の早期再開
- サ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (3) 指定地方公共機関等
 - ア 静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター）
 - (ア) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し復旧・復興事業を実施する。
 - (イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - (ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
 - イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部富士宮地区会）
必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
 - ウ 静岡県道路公社
 - (ア) 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
 - (イ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
 - (ウ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
 - エ 一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）
復旧復興事業に係わる車両の確保及び運行

第2節 激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」

という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

1 市

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局へ提出しなければならない。

第3節 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

1 市

- (1) 計画策定の体制
市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、市総合計画との調整を図るものとする。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞等報道機関を通じ速やかに公表するとともに、住民に周知するための臨時刊行物等を配付し、被災地の復興を促進するものとする。
- (5) 国・県との調整
計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

1 予算の編成

- (1) 予算編成の基本方針
復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
- (2) 市
ア 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - (ア) 復旧・復興事業

- (イ) 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- (ウ) その他
- イ 発災年度の予算の執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するために、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
- ウ 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

- (1) 基本方針
災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ円滑に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
- (2) 市
 - ア 地方債の発行
復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策

第5節 震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

計画の内容

1 震災復興基金の設立

- (1) 市
 - ア 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
 - イ 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

計画作成の主旨

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

1 復旧計画の策定

- (1) 基本方針
被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市、農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的

な復旧計画を策定する。

(2) 市

ア 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

イ 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を策定する。

(3) 防災関係機関

ア 状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

イ 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 市

ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

ウ 平時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

(3) 防災関係機関

ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める

第7節 都市・農山漁村の復興

計画作成の主旨

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

1 都市・農山漁村復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

(2) 市

- ア 都市・農山漁村復興計画の策定
都市・農山漁村復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

(1) 基本方針

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(2) 市

ア 被害状況の把握

市は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

イ 建築基準法第84条による建築制限の実施

建築制限区域を特定行政庁と協議する。

ウ 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区（県が緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出）を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

エ 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

オ 復興都市計画案等の作成及び事業実施

(ア) 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

(イ) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

カ 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(2) 市

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

ウ 災害公営住宅等の供給

- (ア) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅を建設する。
- (イ) 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を確保する。
- エ 住宅に関する情報提供
相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

- (1) 基本方針
震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
- (2) 市
 - ア 支給対象者の把握
「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
 - イ 支給方法の決定及び支給
災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

- (1) 基本方針
被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等経済支援を行う。
- (2) 市
 - ア 被災状況の把握
「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
 - (ア) 死亡者数
 - (イ) 負傷者数
 - (ウ) 全壊・半壊住宅数等
 - イ 罹災証明書の発行
 - (ア) 罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。
 - (イ) 建物被害認定調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
 - ウ 災害援護資金の貸付
「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
 - エ 被災者生活再建支援金の申請受付等被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
 - オ 義援金の募集等
 - (ア) 市への義援金を受け付けるために、市役所に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
 - (イ) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
 - カ 租税の減免等
地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限延長等の適切な措置を行う。
- (3) 社会福祉協議会
生活福祉資金の災害援護資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。
- (4) 義援金募集・配分委員会（仮称）
 - ア 義援金の配分
統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。

イ 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

4 雇用対策

(1) 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用に関する相談があった場合は、公共職業安定所に伝達する。

(2) 市

ア 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

(1) 基本方針

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(2) 市

ア 被災状況の把握

「災害救助法」適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

(ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

(イ) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

(ウ) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

エ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・P R

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(2) 市

ア 生活再建支援策の広報・P R

広報紙等を活用し、震災関連情報の広報・P Rを行う。

7 被災者支援センターの設置

(1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な被災者支援センターを設置する。

(2) 市

ア 被災者支援センター等の開設

(ア) 発災後の相談ニーズに応じ被災者支援センターを設置するとともに、相談担当職員等を動員する。

(イ) 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

イ 被災者支援センター等の業務の遂行

(ア) 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

(イ) 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

ウ 被災者支援センター等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

(1) 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細やかな経済支援策を実施する。

計画の内容

1 産業復興計画の策定

(1) 基本方針

経済復興を迅速に行うため、県と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

(2) 市

ア 産業復興計画の策定

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 市

ア 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

イ 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

ウ 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林漁業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(2) 市

ア 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

(1) 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(2) 市

ア イベント・商談会等の実施

県と連携し、必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。

イ 誘客対策の実施

県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、県、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるため、この段階での応急対策は、全職員の参集により防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・県・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発令される時期や東海地震予知情報の内容に応じて、対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

平成29年11月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの市が実施する暫定的な防災対応については第15節に定める。

なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（「東海地震応急対策活動要領」等を含む。）については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、市地域防災計画についても、新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。

第1節 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市、県及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

1 市

【東海地震注意情報発表時】

(1) 防災体制の確保

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、全職員を招集して防災体制を確保し、地震災害警戒本部の設置準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を招集し、情報収集・伝達

及び連絡体制を確保する。

(2) 応急対策の内容

市が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。

ア 東海地震注意情報の市民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有

イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

ウ 県が定める南海トラフ地震における応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備

エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置

カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請

ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保

ケ 必要に応じて要配慮者の避難のための避難場所の開設

コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備

サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携

(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。

(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。

(ウ) 市民等の避難の状況及び応急対策の円滑な実施のための準備

シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

(3) 消防機関の措置

ア 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等

イ 消防団は、団員の連絡体制の確保

ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

(1) 地震災害警戒本部

ア 設置

市長は、警戒宣言が発令された時は、富士宮市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

イ 組織及び所掌事務

(ア) 警戒本部の編成及び運営は、富士宮市地震災害警戒本部条例（昭和54年富士宮市条例第24号）及び富士宮市地震災害警戒本部運営要領（昭和55年4月26日施行）の定めるところによる。

(イ) 警戒本部が所掌する地震防災応急対策の事務の主なものは次のとおりである。

a 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

b 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

① 本部長は、静岡県地震災害警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請する。

② 本部長は、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等にそれぞれ要請する。

③ 本部長は、市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状

況を県へ報告する。

c 避難の指示又は警戒区域の設定

d 消防本部、消防団、水防団要員の配備等、災害が発生した場合の
応急処置の準備

(消防本部)

消防本部は、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を構ずる。

① 情報の収集と伝達

② 消火活動、救助活動、水防活動の出動体制の確立

③ 救助用資機材の点検、配備及び確保準備

④ 地域住民への避難の指示の伝達及び避難誘導

⑤ 出火防止のための広報

⑥ 水利の確保（堰板等含む）

⑦ その他状況に応じた消防活動

(消防団、水防団)

① 情報の収集と伝達

② 消火活動、救助活動、水防活動の出動体制の確立

③ 救助用資機材の点検、配備及び確保準備

④ 地域住民の避難誘導

⑤ 警戒区域等から避難地への避難路の確保及び避難確認パトロール

⑥ 出火防止のための広報

⑦ 水利の確保（堰板等含む）

⑧ その他状況に応じた消防活動、水防活動

e 避難者等の救護

f 施設及び設備の整備点検

g 緊急輸送の実施

h 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊
の受入

i 災害発生に備えた食料、飲料水、医薬品、救助用資機材等の確保準備

j 自主防災組織活動の指導、連携

k その他地震防災上の措置

(2) 職員の動員（配備）計画

ア 市長は、警戒宣言が発令されたときは、職員に招集を命ずる。

イ 配備体制及び集合場所は別に定める。

ウ 職員は、警戒宣言の発令を知ったときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に集合する。

2 県

【東海地震注意情報発表時】

(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有

(2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

(3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

(4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置

(5) 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

(6) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援

の準備要請及び受入準備

- (7) 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達準備要請
- (8) 必要に応じて市町等への職員派遣
- (9) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報共有
- (2) 地震防災応急対策上必要な広報
- (3) 緊急輸送の実施又は調整
- (4) 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備
- (5) 社会秩序を維持する活動
- (6) 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整
- (7) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入準備及び調整

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑にするために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有
- (2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 南海トラフ地震における広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指定地方行政機関

ア 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）

被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備

ウ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

エ 農林水産省関東農政局静岡県拠点

農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

- (ア) 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告

- (イ) 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び

- 農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整
- (ウ) 静岡県食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告
- (エ) その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
- オ 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所富士国道維持出張所
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川下流出張所
管轄する砂防、道路、河川についての地震防災のための計画、工事及び管理を行う。
- カ 静岡森林管理署（富士宮総合事業所）
災害対策に必要な用材の需給態勢をとる。
- キ 国土地理院中部地方測量部
関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
- ク 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - (ア) 県知事に対する東海地震予知情報の通報
 - (イ) 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
 - (ウ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
- (2) 指定公共機関
 - ア 日本郵便株式会社（富士宮郵便局）
 - (ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
 - (イ) 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報
 - (ウ) 郵便物、施設等の被災防止
 - イ 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）
 - (ア) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - (イ) 列車運転の規制
 - (ウ) 旅客の避難、救護
 - (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ NTT西日本株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - (イ) 防災関係機関の重要通信の優先接続
 - (ウ) 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
 - エ 日本赤十字社（静岡県支部）
 - (ア) 市及び防災関係機関との相互協力態勢をとる。
 - (イ) 救援物資の配布準備
 - オ 中日本高速道路株式会社（横浜支社富士管理事務所）
 - (ア) 警戒宣言等の伝達
 - (イ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - (ウ) 交通対策
 - (エ) 緊急点検
 - カ 東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）
 - (ア) 支社に地震災害警戒支部（非常災害対策支部）の設置
 - (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ上位機関並びに協力会社等に対し、動員準備を要請
 - (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を支店等へ報告
 - (エ) 電気による災害の予防、広報の実施
 - (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視・点検・応急安全措置等の実

施

- (カ) 工具・車両・発電機車・変圧器車並びに食料等を整備確認して、緊急出動に備えるとともに手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- キ 日本通運株式会社（富士支店富士宮営業所）、福山通運株式会社（富士営業所）、佐川急便株式会社（富士営業所）、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士店）
 - 緊急輸送体制の確立
- ク 日本放送協会（静岡放送局）
 - (ア) 地震に関する情報の迅速な伝達
 - (イ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
- ケ K D D I 株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- コ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- サ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動の早期再開
- シ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンエナジー、E N E O S グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
- (3) 指定地方公共機関等
 - ア 一般社団法人富士宮市医師会、一般社団法人富士宮市歯科医師会、一般社団法人富士宮市薬剤師会
 - (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - (イ) 救護班の派遣又は派遣準備
 - イ 静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター）
 - (ア) 主要施設及び緊急連絡設備の点検
 - (イ) 災害防止の広報
 - ウ 一般社団法人静岡県 L P ガス協会（東部支部富士宮地区会）
 - (ア) 需要家に対する L P ガスによる災害の予防の広報
 - (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置の実施
 - エ 静岡県道路公社
 - (ア) 料金徴収所等における広報板による情報伝達
 - (イ) 交通規制の実施
 - (ウ) 発災後に備えた応急復旧体制の確立
 - オ 富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社
 - (ア) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - (イ) バスの運行規制
 - (ウ) バスの運行状況、乗客の避難状況の広報
 - カ 一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）
 - 防災関係機関の要請に基づく協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保
 - キ 富士山静岡空港株式会社
 - (ア) 緊急事態を想定した訓練の実施
 - (イ) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
 - (ウ) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約
 - (エ) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

第2節 情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集・伝達を、迅速かつ的確に実施するため、県、市及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

1 市

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理・伝達・周知
ア 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報等の受理は、勤務時間内においては危機管理局、勤務時間外及び休日は当直勤務者が県防災行政無線（ファクシミリ）により行い、直ちに別に定める連絡系統により連絡する。

なお、警戒本部設置後においては、警戒本部において受理するものとする。

イ 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）を用いて市民等に伝達する。

ウ 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言を含む。）は、同報無線、広報車及び自主防災組織等を通じての個別連絡等により周知徹底を図る。

エ 警戒本部職員等に対する伝達は、勤務時間中は庁内放送及び電話等により行う。勤務時間外については、別に定める連絡系統図により必要な職員に伝達する。

- (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部班等を定めておくものとする。

また、消防団及び自主防災組織の情報班員と連絡を密にし、地域における情報の収集にあたるものとする。

なお、情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

エ ガス・水道・電気等生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）

キ 消防機関等の配備命令の伝達（地震防災応急対策実施時のみ）

ク 地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

ケ 自主防災組織からの要請及び防災関係機関への要請状況

- (3) 県警戒本部等に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、東部方面本部を通じて、県の定めた「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領（以下「情報広報実施要領」という。）」に定める項目について速やかに行うも

のとする。その主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 市の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

(1) 東海地震予知情報等の伝達

市からの東海地震予知情報等の伝達は、有線電話・無線電話等により行う。

(2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

ア 収集の方法

各機関においては、防災活動上必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

イ 県警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について速やかに報告する。

第3節 広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、人心の安定を図るとともに、市民等が的確な防災対応ができるよう、必要な広報の事項及び手段について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

計画の内容

1 市

(1) 広報事項

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において市民等が地震防災活動を実施する上で必要な事項について広報を行うものとする。なお、特に重要な広報事項については、広報案文をあらかじめ作成しておくものとする。

主な広報事項は次のとおりである。

ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報

イ 交通機関運行状況及び道路交通情報

ウ 家庭において実施すべき防災対策

エ 自主防災組織に対する防災活動の要請

オ ガス、水道、電気等の運営状況

(2) 広報実施方法

ア 同報無線、広報車の活用

イ ラジオ、テレビの活用

ウ 自主防災組織を通じての連絡

エ 県に対する広報の要請

(3) 県警戒本部等に対する広報要請

県に広報の要請を行う場合は、県警戒本部等に対し、要請を行うものとする。

なお、この場合広報文案を添えるものとする。

2 防災関係機関

ガス・電気・水道等他の防災機関の市民に対する広報事項は、別に定める「情報広報実施要領」による。

なお、この場合市警戒本部との連携を密にし、それぞれの機関の責任において実施する。その主なものは次のとおりである。

- (1) ガス、電気、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地震防災等に係る情報は、次の方法により行われるので、それぞれ各人が正確に情報を把握し、的確な防災対策を行うものとする。

- (1) 緊急警報送受信機付ラジオ、テレビ・警戒宣言
- (2) ラジオ、テレビ……………東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
- (3) 同報無線・有線放送……………主として市全域の各種の情報、指示コミュニティFM、広報車指導等、広報車等
- (4) 自主防災組織を通じての連絡……………主として市警戒本部からの指示・指導・救助措置等
- (5) サイレン……………警戒宣言が発令されたことの伝達
- (6) パソコン・携帯電話・スマートフォン・緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (7) デジタルサイネージ……………地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自身の手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在確認など連絡体制を確保する。
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等を確認する。
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- 4 市民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- 5 東海地震注意情報発表時に、山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。

なお、避難の実施にあつたては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携

を確保する。

【警戒宣言発令時】

- 1 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
 - (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬式小型動力ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。
 - (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
 - (2) 落下等防止
タンス、食器棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
 - (3) 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
 - (4) 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。
 - (5) 病院・診療所の外来診療
災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
- 6 避難活動
 - (1) 避難行動
 - ア 山崩れ等危険予想地域の住民等に対して市の避難指示を伝達し、市の指定した避難地等へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。
 - イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。
 - ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。
 - エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難をすすめる。
 - (2) 避難生活
 - ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。
 - ウ 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡をとり、その確保に努める。
- 7 社会秩序の維持
 - (1) ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語

発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

- (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時及び地震発生後の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、資機材等の確保並びにその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

1 市

- (1) 緊急輸送対策の基本方針

市の地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、防災対策を行う上で必要最小限の人員、物資、又は資機材とする。

- (2) 緊急輸送の対象となる人員・物資の範囲

ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材

イ 緊急の処置を要する患者

ウ その他

輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

(ア) 食料

(イ) 日用品等

(ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの

- (3) 輸送体制の確立

ア 緊急輸送の方法

(ア) 陸上輸送

緊急輸送は次に示す幹線路（緊急輸送路）資料編（6－8－1）＜緊急輸送路＞により行うものとする。

第1次緊急輸送路（県指定）…………… 輸送の骨格となる幹線路

第2次緊急輸送路（県指定）…………… 第1次緊急輸送道路及び隣接の市町役場と当市役所を結ぶ幹線路

第3次緊急輸送路（県指定）…………… 市役所と市内の防災拠点をつ結ぶ幹線路

市指定緊急輸送路…………… 市内の防災拠点を結ぶ幹線路

(イ) 航空輸送

県へ航空輸送の支援を依頼した場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

イ 輸送手段の確保

次により輸送手段の確保を図る。

(ア) 市有車両の活用

(イ) 民有車両の借上げ

(ウ) 他の防災機関への協力要請

(エ) 自衛隊の派遣依頼等県に対する協力要請

(オ) 燃料等を確保するための関係業者への協力要請

- (4) 緊急輸送の調整

防災関係機関の緊急輸送を円滑に実施するため、必要がある時は警戒本

部において調整を行う。この場合の調整は、次によることを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のため必要な輸送

2 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、それぞれが行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めた時は、県に対して自衛隊の派遣の要請を要求するものとする。

計画の内容

1 派遣要請の要求範囲

- (1) 航空偵察による避難、交通状況の情報の提供
- (2) 地震発生直前の航空写真の作成
- (3) 特定の緊急患者の移送
- (4) 防災要員等の輸送

2 要求手続

市長は、知事に対し次の事項を明示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 派遣部隊の受入

市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとるとともに、県地震災害警戒本部東部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

計画作成の主旨

市長並びにその他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等責任者」という。）は、それぞれ警戒宣言が発令された際、市民及び施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全を確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。この避難の計画を定めるにあたっての基本とすべき事項を示す。

計画の内容

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア 山・がけ崩れの発生が予想される、避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の市民等は、警戒宣言発令時には、速やかに危険区域外のあらかじめ定めた避難地等へ避難する。また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の市民等のうち避難行動要支援者に限り、避難を実施することができるものとする。

イ 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

ウ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

エ 避難誘導や避難地での生活に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

オ その他の地域の市民等は居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

カ 観光客（白糸滝・富士登山等）に対する避難は、あらかじめ定められた避難計画に基づき避難誘導するものとする。

(2) 避難のための指示

ア 指示の基準

市長は、避難の必要があると認めた場合、「避難の指示」を行うものとする。

イ 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難の指示を行うものとする。また、消防機関等に対し避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市長は、必要に応じ避難の指示に関しテレビ・ラジオによる放送を県警戒本部に要請するものとする。

ウ 避難に関しての周知事項

市及び警察署は、常日頃から避難対象地区の住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令された時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

(ア) 避難対象地区の地域名

(イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

(ウ) 避難経路及び避難先

(エ) 避難する時期

(オ) 避難行動における注意事項

（集団避難、防火、防犯、服装、携行品、車の使用禁止等）

(3) 警戒区域の設定

ア 警戒区域設定対象地区

市は、避難対象地区のうち、必要と認める区域に関しては、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定

に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、(2) のウに準じて周知を図る。

イ 規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、富士宮警察署の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

(4) 避難計画の作成及び避難の方法

ア 避難計画の作成

避難実施等責任者は、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定に当たっては、避難行動要支援者の避難誘導、避難所での生活等に配慮するものとする。

イ 避難の方法

(ア) 地域住民の避難

- a 自主判断により避難の必要がある時は、自宅付近の空地又は自主防災組織で決めた避難先に避難するものとする。
- b 自家の耐震診断により耐震性があると判定された建物や、耐震性のある部屋を用意した家庭では、必ずしも戸外へ避難する必要はない。
- c 山・がけ崩れ危険予想地域等においては、市の指定した避難地等に避難する。
- d 戸外へ避難する場合は、あらかじめ出火防止の万全な措置を行うものとし、避難に必要な用具、生活必需品等は各自又は自主防災組織で調達することを原則とする。

(イ) 施設等利用者の避難

当該施設等の地震防災応急計画に従うものとする。

(ウ) 旅行客の避難

旅行客等で帰宅不能者については、避難場所に誘導し、食料等の生活必需品を斡旋するものとする。

(エ) 園児・児童・生徒の避難

園児・児童・生徒の避難については、あらゆる場面を想定し、保護者への引渡しを中心に別に定めるところにより実施するものとする。

(5) 避難状況の報告

ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は当市の区域にある警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。

(ア) 自主防災組織の長及び施設管理者は、次により避難状況を市に報告するものとする。

a 避難の経過に関する報告

(危険な事態その他異常な事態が発生した場合直ちに行う。)

- ①避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(所・人員・内容)
- ②上記事態に対し応急的にとられた措置
- ③市等に対する要請事項

b 避難の完了に関する報告(避難完了後速やかに行う。ただし、避難対象地域以外にあっては、原則として報告を求めないものとする。)

- ①避難地
- ②避難者数

③必要な救助・保護等の要望事項

④市等に対する要請事項

イ 市は、避難の状況について県東部方面本部へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活の確保

(1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(2) 避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域等に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 原則として公園、小・中学校グラウンド等の野外に設置する。

ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある小・中学校の屋内運動場等にも設置する。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒解除宣言が出されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

エ 避難地の運営

(ア) 市は自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

(イ) 避難地には、情報伝達等のため市職員を配置し、可能な限り救護資機材等の設置を行うものとする。

また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置するよう富士宮警察署に要請する。

(ウ) 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選定に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全の確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(エ) ビニールシート、テント、天幕等は、原則として自主防災組織が準備する。その他自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(オ) 食料、飲料水等の生活必需品は、各人が3日分の非常持出しを含む1週間分を準備するものとする。

- (カ) 市は、避難地に避難する滞留旅客等に対し、必要最低限度の食料等を準備する。
- (キ) 市は、物資の不足する者に対して生活必需品の斡旋に努めるものとする。

第 8 節 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発令された場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

計画の内容

1 予想される混乱

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

2 市のとるべき措置

市長は、各種の混乱が発生するおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき行動について呼びかけを実施するとともに次の対策を講ずるものとする。

- (1) 警察署に対する要請
犯罪の予防取締り、生活物資集積所等の警戒警備を要請する。
- (2) 物資・物価対策
ア 生活物資の異常な価格の高騰、不当な売り惜み、買い占め等の発生を防止するため、物資・物価の動向を把握し、物資の円滑な供給の確保に努める。
イ 状況に応じて生活物資の買い占め、売り惜み防止を啓発する。

3 富士宮警察署の活動

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、パトカー等の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、活発な広報を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的活動ができるよう相互の連携を強化する。
- (7) 放射線物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。
なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。また、東海地震注意情報発表時においては、社会混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

1 基本方針

- (1) 市内における一般車両の通行は極力抑制する。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

2 運転者のとるべき措置

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

- (1) 走行中の車両は次の要領により行動すること。
 - ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。

3 交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

(1) 県境における措置

県境の主要各道路において、山梨県からの車両の流入を極力制限する。ただし、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）及び軽車両は除く。また、山梨県への流出車両については、原則として規制しないが、交通の混乱が生じた場合は、この限りではない。

(2) 市内における措置

ア 緊急交通路等を確保するための措置

緊急交通路については、各流入部において、緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。また、市が定める主要な避難路についてもこれに準じた措置をとるものとする。

イ 一般車両の走行抑制

強化地域内規制の方針に基づき、市内における一般車両の走行を極力

抑制する。

4 交通の確保

市は定めた避難路及び緊急交通路における道路上の障害物及び交通を疎外する物件の所有者及び占有者等に対し、除去等の指示に努めるものとする。

- (1) 市は、自主防災組織及び民間業者（建設業・運送業）等に協力要請を行う。
- (2) 除去を指示する物件
 - ア 沿道に駐車してある自動車・オートバイ・自転車等
 - イ ア以外の路上に放置されている物件
 - ウ 沿道にある構築物及び工事用仮設足場等で不安定なもの

5 緊急輸送車両の確認基準

緊急輸送車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 東海地震予知情報の伝達及び避難の指示に従事するもの
- (2) 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの
- (4) 防災上重要な施設及び設備の整備及び点検に従事するもの
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他大規模な地震により地震災害を受ける恐れのある地域における社会秩序の維持に従事するもの
- (6) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (7) 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置、その他応急対策を実施するため必要な体制の整備に従事するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの

6 緊急輸送車両の確認申請並びに確認手続

- (1) 申請方法

緊急輸送車両の確認を受けようとするときは、次の場所に申請するものとする。

 - ア 県警察本部交通部交通規制課
 - イ 富士宮警察署交通課
- (2) 確認の方法

前記申請に基づき公安委員会は確認基準に従って緊急輸送車両であることを確認し、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。
- (3) 確認証明書の有効期間

公安委員会が緊急輸送車両として指定した期間のうちその車両が緊急輸送車両として使用される期間をいう。
- (4) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備えつけるものとする。
- (5) 標章及び確認証明書の返納

有効期間が切れた標章及び確認証明書は、富士宮警察署交通課に返納する。
- (6) 事前届出

確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。
- (7) 大規模地震対策特別措置法の標章及び緊急輸送車両確認証明書の取扱い

大規模地震対策特別措置法第24条に基づいて交付した標章及び緊急輸送

車両証明書は、地震発生後においては、災害対策基本法第76条の規定に基づく標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

第10節 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品など必要物資の確保、医療救護活動及び清掃、防疫、その他の保健活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 4 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 5 市は、航空搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 6 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

- 1 食料及び日用品の確保
 - (1) 調達の方法
 - ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び日用品（以下「緊急物資」という。）は、地域住民等が各自の自助努力によって、確保することを基本とする。
 - イ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は原則として有償とする。
 - (2) 警戒宣言発令時に市及び自主防災組織等がとる措置
 - ア 市
 - (ア) 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の調達予定先から調達して配分する。
 - (イ) 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請をする。
 - (ウ) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。
 - (エ) 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
 - イ 自主防災組織及び市民
 - 自主防災組織等は、あらかじめ定めてある方法及び手段により、緊急物資の確保のための措置を実施する。また、市民は、自助努力により緊急物資を確保するとともに、非常持出品を確認し、必要に応じて搬出等を行う。

(3) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民が各自確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

市及び自主防災組織等は、地震発生後における飲料水等を確保するため次の事項を実施する。

(1) 市

ア 市民に対して同報無線等により備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。

イ 応急給水計画に基づき他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、2次災害防止措置の準備を行う。

エ 応急復旧体制の準備をする。

オ 簡易水道組合が実施する応急給水対策等の確認を行う。

(2) 自主防災組織等

ア 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び自主防災組織等は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市及び自主防災組織は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

ア 市

(ア) 市災害時等医療救護計画に基づく救護施設となる医療機関及び救護班として出動する医療機関に対し、医療救護活動の準備を要請する。

(イ) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて仮設収容施設を設置する。

(ウ) 救護を必要とする者の受入体制を整えとともに搬送準備を行う。

(エ) 広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート及び患者搬送用車両を準備する。

(オ) 市民に対し、救護所及び救護病院等の周知を図る。

(カ) 医師会があらかじめ定める医療機関が警戒宣言時においても、緊急を要する患者に対する診療を行うことを市民に対して周知する。

イ 自主防災組織及び市民

医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品及び救護所への搬送等の点検、準備を行う。

(2) 救護班・仮設収容施設の設置基準

ア 救護班は、原則として医師2名、看護師4名、補助員2名の計8名をもって編成するものとし、救護所及び仮設収容施設に派遣するものとする。

イ 仮設収容施設は、原則として体育館、教室等を使用する。

(3) 防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

ア 市

(ア) 警戒本部は、必要に応じ仮設便所の設置準備を行うとともに、清掃、防疫活動を行うための資機材を準備する。なお、地震発生後に

おけるがれき・廃材等の処理地として、次の場所を予定している。

- a 清掃センター
- b 市有地及び市域内にある民間処理施設
- (イ) 市民等に対し、伝染病や食中毒が発生しないよう清掃の徹底、手洗いの励行、食物の取扱上の注意など保健衛生上の啓発指導を行う。
- (ウ) 避難した市民等の健康管理を行うため、必要に応じ避難地に市保健師を派遣し、保健衛生についての指導を行うとともに、軽微な傷病者に対する応急救護措置を講ずるための準備を行う。
- (エ) ごみ収集業者及びし尿収集業者へ発災時の協力を要請する。
- イ 自主防災組織及び市民
- (ア) 自主防災組織等は、防疫用資機材の点検を行い、必要に応じ仮設便所の設置準備を行う。
- (イ) 市民は、ごみ、し尿の自家処理に必要な器具等の準備をする。
- (4) 公共下水道の維持活動
- ア 工事業者等への応急復旧の準備の委託及び復旧資機材の確認
- イ 処理場施設の点検及び地震発生後の緊急措置の準備

第 1 1 節 公有施設設備等の防災措置

計画作成の主旨

警戒宣言発令時において、防災上重要な施設設備及び市民生活を維持するために必要な施設の管理者等が行う点検、応急措置について定める。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに必要に応じて、市民等の日常の社会生活に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

1 無線通信施設等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円満に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 市防災行政無線、市消防無線、県防災行政無線の各施設（予備電源を含む。）を点検するとともに作動状態を確認する。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、作動状態を確認する。
- (3) 災害現場からの送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- (4) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 市庁舎等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、庁舎、病院、上水道施設、清掃工場、公共下水道、工事中の施設等は、概ね次の措置を講ずるよう努める。また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協同組合に要請し、警戒宣言発令時には、協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 庁舎（各出張所含む）
- ア 来庁者へ「東海地震注意情報」の発表を伝達し、注意を呼びかける。
- イ 各種設備の点検及び安全措置を行う。

- ウ 飲料水の貯水槽のある施設は、飲料水の緊急貯水を行う。
- (2) 病院
 - ア 発火危険物品、毒物劇物及び放射性同位元素の点検と安全措置を行う。
 - イ 主要医療器具の固定を行う。
 - ウ 医薬品、食料等備蓄品を確認し、必要に応じ調達を図る。
 - エ 救急患者を除いた外来患者を原則的に制限する。
 - オ 帰宅可能な入院患者の家族への引渡し準備を行う。
- (3) 上水道施設
 - ア 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
 - イ 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
- (4) 清掃センター（ごみ焼却施設）
 - ア 稼動に必要な薬品・燃料等の残量を確認し、必要に応じ調達を図る。
 - イ ごみの搬入、受入れを停止する。
- (5) 衛生プラント（し尿処理施設）
 - ア 設備・機器等及び備蓄資材の点検を行う。
 - イ 設備・機器等の保安措置を行う。
 - ウ 応急復旧に必要な業者の確認及び連絡体制を確保する。
- (6) 公共下水道施設
 - ア 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
 - イ 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
- (7) 工事中の公共施設、構築物、その他
 - 警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。
 - また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

- (1) 庁舎
 - ア 来庁者へ「警戒宣言」の発令を伝達し、施設外へ避難誘導する。
 - イ ガス供給を停止できる措置を講ずる。
 - ウ 昇降機設備を停止できる措置を講ずる。
- (2) 病院
 - ア 救急患者を除いた外来患者の受入れを停止する。
 - イ 帰宅可能な入院患者の家族への引渡しを行う。
- (3) 上水道施設
 - ア 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
 - イ 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
- (4) 清掃センター（ごみ焼却施設）
 - ア 施設の稼働を停止し、点検及び保安措置を行う。
 - イ 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行う。
- (5) 衛生プラント（し尿処理施設）
 - ア し尿の受入れ及び施設の稼働を停止する。
- (6) 公共下水道施設
 - ア 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
 - イ 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
- (7) 工事中の公共施設、構築物、その他
 - 工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
- (8) コンピュータ
 - コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。概ね次の措置を講ずる。
 - ア 重要機能室内のサーバやネットワーク機器等の固定を確認する。

- イ 遠隔地保管している重要データ等の喪失時の復旧方法等について確認する。
- ウ データセンター設置システムの運用について、稼働時間や停止手段等について確認する。

3 その他の公共施設等

【東海地震注意情報発表時】

(1) 河川施設

必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(2) 道路

ア 道路利用者に対して、道路情報表示装置等により東海地震注意情報発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(3) ダム、ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(4) 岳南排水路

警戒宣言発令に備え、防災応急対策の準備措置を講じながら、工場排水の受入を継続する。

【警戒宣言発令時】

(1) 河川施設

管理者及び水防団は、水門、閘門、樋門等の点検及び閉鎖操作を行う。工事中の箇所については、工事中止等の措置をとる。

(2) 道路

ア 道路利用者に対し、車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置、横断幕等により行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

カ 道路管理者は、道路における工事中の箇所について、他に定めのあるものを除き、工事業者に工事の中断、補強、その他保安措置を講ずるよう指示する。

(3) ダム、ため池及び用水路

ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。

(4) 岳南排水路

管理者は、前記2.(6)の公共下水道施設に準じた措置をとる。

なお、具体的な応急対策については、管理者が作成する地震防災応急計画によるものとする。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が、市民の生活を確保し、又は安全を確保するために講ずる措置を示す。東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、市民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

- 1 水道（市・各簡易水道組合等）
飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
- 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所））
電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- 3 ガス（静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター））
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- 4 通信（N T T 西日本株式会社（静岡支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社（静岡支店））
平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して継続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
- 5 放送
東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
- 6 市中金融
金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
- 7 鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社））
 - (1) 列車の運転規制等
 - ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

8 バス（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社）

(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

(3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

(1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 病院・診療所

(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

(2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。

なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

(4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。

なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

11 百貨店・スーパー等

(1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。

また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

(2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

1 水道（市・各簡易水道組合等）

- (1) 飲料水の供給は、継続する。
- (2) 地震発生に備え、緊急貯水の励行を広報し、応急給水の準備をする。
- 2 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所））
 - (1) 電力の供給は継続する。
 - (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
- 3 ガス（静岡ガス株式会社（東部導管ネットワークセンター））
 - (1) ガスの供給は、ガス使用者の支障をきたさない範囲内において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
 - (3) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
- 4 通信（N T T 西日本株式会社（静岡支店）、株式会社 N T T ドコモ 東海支社（静岡支店））
 - (1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限する。ただし、この場合においても、緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用伝言板 web 1 7 1 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
 - (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員を準備する。
- 5 放送
臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
- 6 市中金融
 - (1) 金融機関の営業
ア 営業中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
 - (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
 - (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
 - (ウ) 現金自動預払機（以下「A T M」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。
 - (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及び A T M での普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
 - イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
 - (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
 - (イ) A T M については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。
 - (ウ) A T M の稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
 - ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示

するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

(2) 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開を行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社））

(1) 列車の運転規制等

ア 在来線

(ア) 強化地域への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客等に対する対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

8 バス（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社）

(1) 運行中に警戒宣言発令の情報を入手したときは、速やかに運行を中止し、安全と思われるところへ停止させる。

(2) 運行の中止にあたっては、十分な安全を行ったうえ駐車措置を講ずる。旅客に対しては、警戒宣言の発令の内容を伝達し、必要により最寄りの避難地へ案内誘導を行う。

(3) ターミナル等の滞留旅客に対しては、警戒宣言発令の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置をとった旨等の広報を放送及び掲示物等により行う。

9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4) 自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

(5) 走行車両は低速走行する。

10 病院・診療所

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生

時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

1 1 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、日常の市民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第 1 3 節

地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業所で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - (1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - (2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - (3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - (4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項

- (5) 避難誘導の方法、近隣避難場所・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
- (6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手段等の確認
- (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な措置に関する事項
- 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - (1) 東海地震注意情報の内容と意味等
 - (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - (3) 冷静な対応の実施
 - (4) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置
 - 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集及び組織体制
 - (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - (2) 情報収集・伝達手段の確保
 - (3) 救急医療品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - (5) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - (7) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - (8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - (9) その他施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- 4 施設利用者、顧客、従業員に対して周知すべき事項に関すること
 - (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- 5 避難対象地区内の施設の避難対策
 - 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特殊性・公益性に応じて、次の点に留意して地震防災応急対策に定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】10病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】10病院・診療所に準ずる。

2 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後に営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道業者その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】7鉄道、8バスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7鉄道、8バスに準ずる。

5 学校・幼稚園・保育園・認定こども園

市教育委員会は、市内の公立学校に対し「静岡県防災教育方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、県教育委員会が示した東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針により、地震防災応急対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は保護者への引渡しを実施する。
- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- (3) 保護者への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や保護者への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園しないものとする。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じたうえで、入所者については入所を継続し、通所者については、保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 保護者への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措

置

イ 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 保護者等への引渡し

イ 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】5放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】5放送に準ずる。

8 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】9道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】9道路に準ずる。

9 ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】3ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】3ガスに準ずる。

10 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】1水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】1水道に準ずる。

11 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】2電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】2電力に準ずる。

1 2 従業員 1 0 0 0 人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第 1 4 節

市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 1 3 節の規定に準ずる。

- (1) 病院
東海地震注意情報発表時の診療体制
- (2) 学校
ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）
イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
- (3) 社会福祉施設
入所者の移送又は家族への引渡し方法
- (4) 水道用水供給施設
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置

- (4) 消防・水防等の事前措置
 - (5) 応急救護
 - (6) 施設及び設備の整備及び点検
 - (7) 防災訓練及び教育、広報
- 2 施設の特性に応じた主要な個別事項
- 病院、学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 13 節の規定に準ずる。
- (1) 病院
 - 警戒宣言発令時の診療体制
 - (2) 学校
 - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）
 - イ 地域住民等の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
 - (3) 社会福祉施設
 - 入所者の移送又は家族への引渡し方法
 - (4) 水道用水供給施設
 - 溢水等による災害予防措置